

韓国における少子化進展の要因と少子化政策

(韓国経済システム研究シリーズ No.13)

筑波大学システム情報工学研究科
高安 雄一

2008年3月

環日本海経済研究所
(ERINA)

韓国における少子化進展の要因と少子化政策

筑波大学システム情報工学研究科 准教授 高安雄一

はじめに

韓国では近年合計特殊出生率（以下「出生率」とする。）の低下が顕著であり、2005年に記録した1.08との数値は少子化が社会問題となっている我が国と比べても著しく低い水準である。しかしながら概ね半世紀前である1960年には韓国の出生率は6.0であり、同じ時期の日本をはるかに上回っていた。このように韓国では短期間のうちに早いテンポで少子化が進展している。本稿では、少子化が進展した要因を分析した上で、少子化対策の歴史と現在の少子化対策に対する評価を行い、最後に急速な少子化の進展が経済に与える影響について考察していきたい。

1. 少子化進展の歴史

（出生率は50年足らずで大きく低下）

日本で出生率が人口置換水準である2.08より低くなり、少子化社会に入ったのは1974年であるが、その年における韓国の出生率は3.81であり、当時の韓国政府は出生率を引き下げるための知恵を絞っていた。しかし今や両国の出生率は逆転し、日本より深刻な超少子化にみまわれている。

まずは韓国において少子化がどのように進んだか出生率と出生数から確認しよう（図1）。韓国では朝鮮戦争直後にベビーブーム¹が始まったが、その真只中である60年における出生率は6.0であった。その後、出生率は低下し始めたが、70年でも4.53と、日本の第一次ベビーブームの初年である47年の4.54とほぼ同じといった高い水準にあった。

しかし70～80年代に出生率は下落し続け、83年には人口置換水準である2.08となり、87年に1.55前後となった後、ようやく下げ止まった。そして88年から出生率は一時的に回復したが、92年の1.78をピークに再び低下し始め、通貨危機以降そのペースに拍車がかかり、2005年には1.08ときわめて低い水準となった。

また出生率低下の影響により出生数にも大きな変化が見られる。出生率がピークに達した60年生まれの子ども数は104万1千人であったが²、2005年は43万8千人にまで減少している。

（「出生転換期」「少子化期」「超少子化期」）

韓国における出生率低下の過程は大きく3つの時期に分けて考えると理解しやすい。第一は、出生率がピークであった1960年から、人口置換水準を下回った83年までの時期で

¹ 韓国の第一次ベビーブームは朝鮮戦争が休戦となった翌年の1955年に始まり63年まで続いた。

² 1960年生まれの子ども数は低出生・高齢社会委員会,他[2005]64頁の数字を引用した。

ある。韓国で 60 年から 83 年までの出生率の低下は、欧米先進国を始めとした近代化を成し遂げた国々で共通に見られたような、出生転換を背景としたものと考えられる。Notestein の近代化仮説によると、近代化の過程を経る中で、乳幼児死亡率の低下、工業化、都市化、義務教育の導入と教育水準の高まり等様々な変化が生ずるが、これが子どもに対する需要を弱め、出産抑制の動機を生み出す³。韓国においても、60 年代に第 1 次五ヵ年計画等を背景に近代化が始まったが、そのような中、出生転換が始まり、その後近代化が急速に進むとともに出生率が低下していったと考えられる。

また第二は、出生率が人口置換水準を下回った 84 年から 99 年までの時期である。その間にも出生率は低下したものの、一時的に上昇に転じるなど、下落のペースは比較的緩やかなものとなった。そして第三は、通貨危機以降の社会的な変化が顕れ始めた 2000 年から現在までの時期で、出生率の落ち込みが激しく、超少子化国の目安である 1.3 を一気に割り込んだ後も、その勢いが止まっていない。これら第二の時期、第三の時期における出生率低下は、近代化を背景としたものとは異なる。このような近代化を背景としない出生率低下は、出生転換を終えた先進諸国の多くで見られ、一般的に、結婚・出産等に関する価値観の変化、女性の職場進出にともなう機会費用の増大などの要因が指摘されている。このように韓国の出生率低下の過程を 3 つに分けたが、以下では、60 年から 83 年までの時期を「出生転換期」、84 年から 99 年までの時期を「少子化期」、そして 2000 年から現在までの時期を「超少子化期」としたい。

（「出生転換期」における出生率低下は夫婦が持つ子ども数の減少により進展）

韓国では日本と同様、婚外子の比率が極めて小さい。法律婚以外のカップルから出生している子の出生割合は 2006 年で 1.5%であり、30%から半数を超えている欧米諸国と比べて極めて低い水準である。よって韓国では、まず未婚状態から結婚状態に移行した後、その夫婦が家族形成を行うとのプロセスが踏まれることが通常である。前者は結婚行動、後者は出産行動と呼ばれるが、出生率はこの 2 つの行動の変化によって影響を受ける。

では韓国における出生率の下落は、結婚行動と出生行動のどちらに影響を受けたのだろうか。この問いに対しては金勝権[2003]の研究から答えを得ることができる。金勝権は同研究で 1959～99 年の 40 年を 10 年ごとに分け、それぞれの期間における出生率の低下幅について、結婚行動の変化ならびに出生行動がどの程度寄与したか明らかにした⁴（表 1）。まず 59～69 年、69～79 年における出生率の低下は、それぞれ 90%、85%が出産行動の変化によるものであった。しかし、79～89 年には出産行動の変化の影響が 61%にまで落ち、89～99 年にはマイナス 95%と逆に出生率を引き上げる方向に効いていた。ただし通貨危機後の 99～2004 年には、出産行動の変化の影響が 49%、結婚行動の変化の影響が 51%と拮抗

³ Notestein の近代化仮説は、阿藤[2000]34-35 頁で詳しく解説されており、ここでの記述はこの解説を要約したものである。

⁴ 金勝権[2003]12 頁の第 4 表。

している⁵。

これを出生率低下の3つの時期に当てはめると、「出生転換期」には出産行動の変化を中心に出生率が低下した、「少子化期」には結婚行動の変化を中心に出生率が低下した、「超少子化期」には、結婚行動の変化と出産行動の両方の要素が出生率低下に均等に寄与したとすることができる。

（「出生転換期」には近代化とともに出生率が大きく低下した）

出生転換の局面では、子どもに対する需要が弱まることが指摘されているが、韓国でもこの現象を確認することができる。子どもに対する需要、すなわち理想とする子どもの数の推移を見ると、1960年には5.0人であったものが、66年に3.9人、74年2.8人、82年2.5人と減少を続け、84年に2.0人となった後によりやく下げ止まった⁶。

なお出生転換時に生ずる現象として、「望まない子ども」の発生がある。子どもに対する需要が減少する中、効果的な避妊方法へのアクセスが困難であると、子どもの供給がそれに見合って減少しなくなり、「望まない子ども」が発生することとなる⁷。韓国における、理想とする子どもの数と実際の出生率の差を見ると、66年には1名以上、実際の出生数が希望を上回っていたが、その後はその差が縮小していき、84年には概ね一致するようになった。

以上をまとめると、「出生転換期」においては、理想とする子どもの数が大きく減少した、初期においては、子どもの出生数が子ども希望数に見合っては減少せず、「望まない子ども」が発生した、最終段階では「望まない子ども」が解消された。「望まない子ども」の解消には、家族計画プログラムの策定など、政府の取組が貢献するケースが少ないが、韓国でも61年から行われた出産抑制政策が「望まない子ども」の解消に大きな役割を示したと考えられる。つまり「出生転換期」においては急激に子どもに対する需要が減ずる中、実際の子どもの数がこれに合うように政府が促すことで、出生率が大きく低下したとすることができる。

なお韓国では、出生率が83年に人口置換水準を割り込み、その後も低下を続けるなど、80年代中盤以降に「少子化期」、「超少子化期」といった少子化の局面時代に突入したが、この時期における出生率低下は、「出生転換期」のような近代化に伴うものではなく、韓国社会が抱えるようになった様々な問題点によるところが大きい。よってここからは、「少子化期」、「超少子化期」において出生率が低下した要因を、結婚行動の変化をもたらした要因と、出産行動の変化をもたらした要因の2つに分けて見ていくこととしたい。

2. 結婚行動の変化による出生率低下：「少子化期」と「超少子化期」

⁵ 金勝権[2003]による1999年までの分析結果は、低出生・高齢社会委員会,他[2005]により延長されている(227頁の11-8表)。

⁶ 15-44歳の女性の理想子ども数である。この数値はChoi et al.[2003]40頁の表1より引用した。

⁷ 「望まない子ども」については阿藤[2000]50-52頁が詳しい。

「少子化期」と「超少子化期」の出生率低下には結婚行動の変化が寄与してきた。結婚行動の変化とは、そもそも結婚に価値を見出さない人が増えるという結婚観の変化と、結婚のタイミングが遅くなるといった晩婚化によって起こり得る。そこで本節では、まず韓国における結婚行動の変化は何によってもたらされたか特定した上で、その変化を引き起こした要因として、若年層を中心とした非正規化、高学歴化等に焦点を絞って分析したい。

（結婚に対する肯定的な価値観には変化がない）

まず結婚に対する意識を国際比較しよう。2005年に日本の内閣府が実施した「少子化国際比較調査」(以下、国際比較調査<2005>とする。)によると、韓国の20-49歳の男女の38.3%が「結婚は必ずすべき」、42.4%が「結婚はした方が良い」と回答しており、8割以上が結婚に対して肯定的な意見を持っている(表2-a)。この数字は、フランス42.2%、アメリカ56.0%、日本65.4%と比べて高く、また「結婚は必ずすべき」との意見が圧倒的に多いなど、韓国人は結婚に肯定的であることがわかる。

次に結婚観の時系列変化を韓国で行われた調査から見よう。統計庁は、1998年及び2002年に実施した社会統計調査で、国民の結婚観を取り上げている。まず98年であるが、未婚男性の73.2%、未婚女性の51.6%が結婚に対して肯定的である反面、結婚に対して否定的な意見は男女とも1~2%に過ぎなかった(表3)。そして2002年についても、未婚男性の73.4%、未婚女性の49.9%が結婚に肯定的であり、98年と比べて変化はみられなかった⁸。さらに韓国保健社会研究院が実施した「2005年全国結婚及び出産動向調査」(以下、結婚・出産調査<2005>とする。)によると、20~44歳の未婚男性の71.4%、未婚女性の49.2%が結婚に対して肯定的である反面、否定的な意見は男女とも5%にも満たなかった(表4-a)⁹。社会統計調査と結婚・出産調査<2005>は、対象年齢や選択肢に違いがあるものの、傾向はつかむことができ、以上の結果から、韓国では結婚に対して肯定的な意識を持つ人が多いとともに、否定的な意識を持つ人は極めて少なく、この傾向は少なくとも通貨危機以降も変化していないことが分かる。

（晩婚化が進展し可妊年齢の女性の有配偶率は低下した）

結婚に対する肯定的な価値観が変化していないにもかかわらず、結婚行動が変化した理由は、晩婚化が進んだからである。韓国では統計を入手できる1970年代から30年余り一貫して晩婚化が進んでいる。韓国における女性の平均初婚年齢をみると、72年には22.6歳であったが、81年には23.2歳、90年24.8歳、2000年26.8歳、2006年には27.8歳とな

⁸「絶対結婚しなければならない」、「結婚した方が良い」の合計を肯定的な意見、「結婚しないほうが良い」、「結婚すべきではない」の合計を否定的な意見を持つ人の割合とした。

⁹「絶対結婚しなければならない」、「結婚した方が良い」の合計を肯定的な意見、「結婚してもなくても良い」、「結婚しない方が良い」の合計を否定的な意見を持つ人の割合とした。

るなど、加速しながら高まっている¹⁰。特に通貨危機が発生した 97 年から 2006 年までの 10 年足らずで 2 歳も上昇するなど、通貨危機後に晩婚傾向に拍車がかかっている（図 2）。また男性の平均初婚年齢も、72 年は 26.7 歳であったが、2006 年には 30.9 歳にまで高まっており、女性と同様に通貨危機以降に晩婚化傾向が強まった。

なお日本でも、1947 年には 22.9 歳であった平均初婚年齢が、75 年には 24.9 歳にまで高まり、韓国より 15 年ほど晩婚化を先取りしていた。そしてそれ以降も日本の晩婚化は進み続けたが、韓国のペースよりは緩やかであり、2006 年には両国の差は 0.4 歳にまで縮まっている。このように韓国の晩婚化は、日本を上回るペースで進展している。

(1) 若年層を中心とした雇用の非正規化

(安定的な職を得られず結婚を先延ばしにする人が多い)

次に晩婚化がなぜ生じているか見ていこう。結婚・出産調査<2005>では、25-39 歳の未婚者に対して、結婚しない理由を尋ねている。その結果、男性の 36.5%が「所得不足」、あるいは「失業・雇用不安定」、21.3%が「結婚費用負担」、11.6%が「適当な人に出会えない」と回答し、女性は、24.4%が「適当な人に出会えない」、17.8%が「仕事と家庭の両立が困難」、13.2%が「結婚費用負担」と回答している（表 4-b）。また 20-44 歳の未婚女性に配偶者の最も重要な条件を尋ねたところ、30.8%が経済力と回答した（表 4-c）。

この結果を勘案すると、男性については雇用や所得が不安定であること、女性については経済力のある男性にめぐり合わないこと、仕事と家庭の両立が難しいことが、結婚を先延ばししている原因と考えることができるが、この背景には若年者を中心とした労働の非正規化がある。一般的に非正規職は雇用が不安定で所得が低い。よって非正規職は正規職に比べて結婚を先延ばしする傾向にあると推測できる。経済活動人口調査の個票データより、2004 年 10 月時点における、男性の常用職と臨時職・日雇い¹¹の未婚率を見ると、常用職の未婚率は 25-29 歳では 70.2%であるが、30-34 歳では 30.8%と急減し、35-39 歳には 10.0%となる。一方、臨時職・日雇いについては、25-29 歳で 83.1%、30-34 歳で 49.1%であり、35-39 歳でも 25.1%と 4 人に 1 人は未婚であるなど、正規職と比べて未婚率が高くなっている。つまり非正規職は結婚を先延ばしする傾向にあることがデータからも裏付けられている。

そのような中、通貨危機以降に若年層を中心に雇用の非正規化が進展している。労働部 [2005]は、非正規職の中でも特に増加傾向が著しい有期雇用者¹²が、20 歳代、30 歳代、大学卒業者で数が増えている点を指摘している。それぞれの有期雇用者数の推移を見ると、20 歳代は 2002 年の 47 万 4 千人から 2005 年には 94 万 4 千人、30 歳代は 44 万 2 千人か

¹⁰ 72 年の数値は社・レコソ[2005]18 頁の表 2 による。なお 1981 年以降の数値は統計庁資料による。

¹¹ 常用職は正規職、臨時職・日雇いは非正規職と言い換えることは厳密にはできないが、実際はそれぞれ重なっている部分が大きく、常用職と臨時職・日雇いの違いを見ることで、正規職と非正規職の違いを類推することが可能である。

¹² 有期雇用者とは、雇用期間を定める雇用者、雇用期間に定めがなくとも非自発的な理由から継続的な雇用が期待できない雇用者のことを指す。

ら 90 万 2 千人、大学卒業者は 47 万人から 111 万 8 千人と短期間に倍増している。つまり通貨危機以降、非正規職となる若年者が増える中で、家庭を築くに足る経済力を持つ男性が減ったとともに、経済力を持つ男性を見つけることのできる女性も減り、これが晩婚化の一因となっていると考えられる。

日本で少子化が進展している一つの要因は、若者の経済的基盤が揺らいでいることであるが¹³、韓国でも通貨危機以降、日本と同じことが起こっていると見える。以下では、韓国の非正規職が結婚するに足る経済力を持ちにくい点について数値によって確認していこう。

(非正規職の収入は年齢を重ねても上昇しない)

正規職の収入は年齢とともに高まっていく反面、非正規職の収入はあまり変化しないとの現象を日本では確認できるが¹⁴、2000 年に統計庁により実施された「世帯消費実態調査」の個表を特別集計することで、年齢階級別の男性の平均年間所得を、常用職と臨時職・日雇いの別に見ると(図3)、韓国でも日本と同じような現象を確認することができる。すなわち、常用職の年収は 20-24 歳で 1,400 万ウォン程度であるが、年齢とともに上昇し、45-49 歳のピークでは 2,900 万ウォンと、20-24 歳の 2 倍を超える水準に高まる。しかし臨時職・日雇いの年収は、20-24 歳の 1,000 万ウォンから若干上昇するものの、30-34 歳にはピークを迎え、その時点での年収も 1,300 万ウォンにとどまっている。その結果、臨時職・日雇いの年収は、20-24 歳の時点では常用職の 7 割程度であるが、45-49 歳では 4 割強に過ぎなくなるなど格差が広がってしまう。

もちろん近年は、年功賃金の廃止、成果主義の導入などにより、正規職であっても従来のように年齢とともに収入が上昇するとは限らず、将来に対する不確実性は高まっている。しかしながら、正規職は非正規職と比べ職業能力を蓄積する機会に恵まれており、成果主義の下でも年齢を重ねるとともにスキルの上昇を背景とした収入増加が期待できる。一方で非正規職ではスキルアップが難しく、能力主義下でも所得上昇が見込めない状況である点には変わりがない。つまり正規職は将来的な所得上昇を見込みやすく、非正規職は所得上昇を見込めず、これがそれぞれの結婚行動を異なるものにしていく可能性がある。

(2)高学歴化と女性の社会進出

(高学歴化は男女とも晩婚化を進める)

高等教育への進学率が高まれば、一般的に社会に出る年齢が遅くなるため、男女とも晩婚化が進むことが予想される。結婚・出産調査<2005>では、未婚の男女にそれぞれ同じ性に対しての理想的な結婚年齢を尋ねている。まず男性について見ると、29 歳以下と比較的低い年齢を回答したのは、高卒 36.8%、大卒 19.6%であり、高卒の比率が高く、30-31 歳では、高卒 42.1%、大卒 43.2%とほぼ同じ比率である。そして 32 歳以上では、高卒 21.1%、

¹³ この点については、例えば「平成 17 年版国民生活白書」(内閣府)の第 2 章で詳細に分析されている。

¹⁴ 例えば、「平成 17 年版国民生活白書」(内閣府)94 頁を参照。

大卒 37.3%と、大卒の比率が高い結果となっている（表 4-d）。次に女性を見ると、27 歳以下と回答したのは、高卒で 36.1%、大卒で 21.3%と、高卒の比率が高かったが、28-29 歳は高卒 33.4%、大卒 37.5%、30 歳以上は高卒 30.5%、大卒 41.2%といずれも大卒の比率が高かった。つまり男女とも、学歴が高い方が理想とする結婚年齢が高いことが分かる。

このような中、韓国では近年急速に高等教育への進学率が高まっている。まず世代全体を分母とした高校進学率を見ると¹⁵、60 年代には男性 40%台、女性 30%台であったが、80 年にはそれぞれ 78.5%、63.8%となり 90 年代前半には概ね 100%に達した（図 4）。次に大学進学率を見ると、80 年代までは男性は 10%台前半、女性は 10%以下との低い水準で停滞していたが、80 年代前半には男性が 30%台に跳ね上がり、女性も緩やかに上昇して 90 年代前半には 30%に達した。

しかし大学進学率が本格的に高まったのは 90 年代からであり、90 年に男性 31.5%、女性 28.7%であったものが、2005 年にはそれぞれ 82.9%、80.4%となった。なお 90～2005 年の間における大学進学率の上昇テンポにはそれほど大きな変化はみられないが、その内訳を見ると、2000 年以降は専門大学への進学率が頭打ちとなる中、4 年制大学への進学率が大きく高まっている。つまり、4 年生大学への進学率という観点からは、2000 年以降に高学歴化のスピードに拍車がかかったとも言える。

（高学歴化と社会進出により女性の晩婚化が進展）

高学歴化によって全般的に社会に出るタイミングが遅れ、これが男女とも晩婚化を進めているが、これに加えて女性については、高学歴や社会進出が結婚の機会費用を高め、これが晩婚化を進展せしめるとの点が指摘されている。女性家族部[2005]は、女性の初婚年齢が高まった要因として、教育機会や就業機会の拡大、自己実現欲求の増大などを指摘した報告を紹介している¹⁶。韓国の場合は仕事と家庭の両立が難しく、結婚を機に職から離れざるを得ない可能性が相対的に高い。そのような中、教育機会や就業機会の拡大などにより女性の所得が高まると、結婚により失われる将来的な収入も高まる。その結果、結婚のコストが高まることとなり、結婚のタイミングを遅らせると考えられるのである。

低出生・高齢社会委員会,他[2005]は、女性が未婚者から既婚者に移行する要因について、サバイバル分析を行っており、これにより標準ケースの属性を持つ女性が既婚者となる確率（結婚確率）に対して、別の特性を持つ女性の結婚確率がどう変化するかを知ることが

¹⁵ 進学率統計では、初等学校から中学、中学から高校、高校から大学への進学率が示されている。つまり中学から高校への進学率は、中学に進学できた人を分母としているため、年代全体で高校に進学した人の割合より数字が高く出る傾向にある。この差は中学進学率が低かった時代ほど顕著になる。また大学進学率についても同様である。そこで年代全体で高校あるいは大学にどの程度進学したかについて、その割合を別途計算した。具体的には、高校進学率については、当該年の中学から高校への進学率に、3 年前の初等学校から中学への進学率を乗じて算出した。例えば 1968 年の中学から高校への進学率は 70.3%、65 年の初等学校から中学校への進学率は 59.9%であるため、68 年の高校進学率は $70.3\% \times 59.9\% = 41.1\%$ となる。また大学進学率については、当該年の高校から大学への進学率に、3 年前の中学から高校への進学率、6 年前の初等学校から中学への進学率を乗じて算出した。

¹⁶ 金勝権,他[2000]（『韓国の家族変化と対応方案』韓国保健社会研究院）による報告。

できる。分析された属性は、年齢、教育水準、就業経験の有無であり、それぞれ 40-44 歳、中卒以下、就業経験なしが標準ケースとされている。この分析結果を引用すると(表 5)¹⁷、

教育水準が高いほど結婚確率が高まる、就業経験があると結婚確率が低くなることが判る。具体的な数値を引用すると、教育水準に関しては、高卒の女性は中卒以下に比べて、結婚確率が 28%、また大卒以上の学歴を有する女性は 62%低くなる。さらに就業経験のある女性は、無い女性と比べて結婚する確率が 32%低くなる。このように計量的な分析からも、教育機会や就業機会の拡大は女性の結婚確率を引き下げていることが確認される。

3 . 出生行動の変化の要因 : 「超少子化期」

「少子化期」における出生率の低下は、結婚行動の変化によってもたらされ、一時的にはあるが夫婦の出生行動は、逆に出生率を高める方向で効いた時期もあったが、「超少子化期」には、この出生行動の変化が出生率の低下に寄与するようになった。以下ではその要因について考察していきたい。

(期待子ども数は超少子化期にも 2 を超えている)

有配偶出生率を年齢別に見ると、1985 年以降上昇傾向にあった 25-29 歳が、2000 年を境に低下し始めた他、20-24 歳も引き続き大きく低下した(表 6)。このように 90 年代に一度下げ止まった 25-29 歳の有配偶出生率が再び低下したことが、2000 年以降出生行動の変化が出生率を引き下げる方向で寄与した要因である。

「出生転換期」においては、希望する子ども数が大きく下落して、これに実際の出生行動がついていくとの特徴が見られたが、「超少子化期」においては、理想とする子ども数には変化がない中で、実際の子どもの数がそれを大きく下回って推移するとの特徴が見られる。

韓国保健社会研究院は、結婚・出産調査<2005>より前にも、概ね 3 年の 1 度の頻度で「全国産力及び家族保健実態調査」(以下、出産動向調査<各年>とする)を行ってきた。各年の調査では、15-44 歳の既婚女性に理想する子ども数を尋ねてきたが、2000 年以降の理想とする子どもの数の平均値を見ると、2000 年 2.2 人、2003 年 2.2 人、2005 年 2.3 人である。なお国際比較調査[2005]でも希望する子ども数を尋ねているが、韓国は平均で 2.3 人との結果となり、日本(2.4 人)、スウェーデン(2.4 人)、アメリカ(2.3 人)、フランス(2.3 人)と概ね同じ水準であった。

しかし韓国では理想とする数よりは子どもを持たない夫婦が多い。実際の子どもの数を見ると、2000 年 1.7 人、2003 年 1.8 人、2005 年 1.8 人と、理想よりは 0.5 人程度低い水準で推移している。国際比較調査<2005>では、希望する子ども数に現在の子どもの数が達していない人に、今よりも子どもを増やしたいか尋ねている。その結果、「今より子どもを増やさない」、または「増やすが希望数までは増やさない」と回答した人の割合が、韓国では 69.4%となっており、スウェーデン(23.0%)、アメリカ(31.0%)、フランス(42.0%)はもとよ

¹⁷ 低出生・高齢社会委員会,他[2005]142-143 頁。

り、日本の 59.3%よりも高かった（表 2-b）。

(1)高すぎる経済的負担

（希望する数だけ子どもを持たない理由）

ではなぜ韓国では理想とする数の子どもを持たなくなったのであろうか。国際比較調査 <2005> では、希望の子ども数より実際の子ども数が少なく、かつ今よりも子どもを増やさないと回答した人に対してその理由を尋ねている。その結果、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答した人の割合が 68.2%に達し、欧米諸国はもとより、日本の 56.3%よりも高かった（表 2-c）。

結婚・出産調査 <2005> では、子どもが 2 人以下の世帯に対して、出産を中断した理由を尋ねているが、平均所得の 50%に満たない低所得世帯については、38.4%が「所得や雇用不安」、30.1%が「子育て費用負担」をあげている。そしてこのような低所得層については子を持つことをあきらめている可能性がある。若年層の非正規化が結婚の先延ばしの原因になっている点を前節で指摘したが、結婚までには踏み切れたとしても、子どもを持つ段階で、雇用や所得不安との壁に再び突き当たる非正規職が少なくないことが予想される。低出生・高齢社会委員会、他[2005]は、経済的な環境が出産に与える影響を分析し、夫の就業が安定しない場合、第一子の出産確率が低下することなどを明らかにしている¹⁸。つまり、通貨危機以降進展した若年層の非正規化は、子どもを持たない夫婦を増やす形で、夫婦が持つ子ども数を引き下げていると考えられる。

では所得水準が高まれば、希望する数の子どもも持てるかと言えばそうではない。低出生・高齢社会委員会、他[2005]で紹介されているアンケート結果によれば、所得水準が高くても、「子育て費用負担」により希望する数の子ども数を持つことを諦める世帯の比率が高く、平均所得の 120-150%を得ている世帯では、その比率が 48.8%になっている（表 7）。つまり韓国では平均以上の所得を得ている世帯においても子育て費用が重い負担となり、多くの夫婦が理想とする数の子どもを持たない背景となっている。以下では韓国では、教育費を中心に子育て負担が重い点を明らかにしていきたい。

（教育費が子育て費用の多くを占める）

韓国では子どもを育てるためにどの程度の費用がかかるのであろうか。この問いに答えることは簡単ではない。子育て費用には教育費のように把握しやすいものがある一方、住居費、光熱費、食費のように、子どもを持つことで追加的な費用は発生するが、それがどの程度か明確に区分することが難しいものも多いからである。子育て費用を区分することが難しい費目については、その支出を単純に世帯人員で割り、これに子ども数をかけた数字を、子育てにかかった費用と看做す方法がある。ただし、子どもが 2 人いる世帯（世帯

¹⁸ 低出生・高齢社会委員会、他[2005]は、20～44 歳の既婚女性について、結婚後 5 年以内の第一子出生の有無を被説明変数、女性の特性（年齢、学歴、初婚年齢、出生年度）、世帯所得、夫婦それぞれの安定就業有無、価値観等を説明変数としたロジット分析を行い、その点を明らかにしている（322 頁）。

員が4人)において、子どもがいない場合に比べ住居費や光熱費が2倍になるとは考えられない。通常は規模の経済が働くと考えられ、この推計方法では子育て費用を過大評価する可能性がある。しかし推計が簡便とのメリットがあり、日本でもこの方法による試算がなされている¹⁹。

金勝権,他[2004]は、韓国の一人当たりの子育て費用を子どもの年齢別に試算しているが、子育て費用の線引きが難しい費目については、上記の推計方法を利用している。この推計結果を引用すると、0-2歳の子育て費用は50万1千ウォンであるが、教育費の増加を背景に年齢とともに高まり、6~11歳(小学生)で65万9千ウォン、12~14歳(中学生)で76万7千ウォン、15~17歳(高校生)で87万1千ウォン、そして18歳以上(大学生)では106万2千ウォンとなる(金勝権,他[2004],440ページ)。そしてこの中でも教育費の比率が年齢とともに高まる(図5)。そこで以下では、子育て費用の中でも、教育費に焦点を絞り、その負担の高さについて更に見ていくこととしたい。

(教育費負担は塾の授業料などにより高まっている)

世帯当たりの教育費負担は家計調査から把握可能である。教育費の対経常所得比率を見ると、1982年は4.8%であり、88年まで5%に近い水準で推移していたが、89年からは一貫して高まり、2000年には7.9%となった(図6)。そしてそれ以降は8%に近い水準で推移している。教育費の内訳を見ると、授業料など納入金は2~3%台、教材・文具にかかる費用は1%前後で推移するなど、80年代からそれほど大きな変化は見られない。そのような中、補助教育費は80年代前半には1%未満であったものが、90年代前半は2%台、90年代後半は3%台となり、2003年には4%台に大きく跳ね上がった。そして2007年には5.0%にも達している。つまり教育費は80年代後半から高まっているが、それは塾への支払いなど補助教育費が増えたためと言える。

この数値は、子どものいない世帯から、子どもが多い世帯まで、全ての世帯を平均したものであるため、子ども一人当たりの教育費負担の推移を表しているものではない。しかしながら、世帯当たりの子ども数は減少を続けていることを勘案すると、子ども一人当たりの教育費負担は、以上で挙げた数字より高いことは間違いない。

(教育段階が高まるとともに教育費は高まっていく)

次に2000年に実施された世帯消費実態調査を利用して、子どもが一人いる世帯について、その教育段階別の教育費を見てみよう。小学生にかかる教育費は、年間242万ウォンであり、世帯総所得の8.4%を占めている(表8)。そして、そのうち198万ウォンが塾への授業料など補助教育費(世帯総所得比6.9%)であり、教育費の大部分を占めている。次に中

¹⁹ AIU保険による推計では、子育てにかかった部分の線引きが難しい費目について、世帯員で按分して、子ども一人当たりの費用と看做している。なお、平成17年版国民生活白書では、家計調査の細分類ベースで、子ども一人世帯の方が夫婦のみ世帯より多く支出している項目について、その差額を子育てにかかった費用と看做した上で、これを積み上げることで子育て費用を試算している。

学生と高校生にかかる教育費は、それぞれ 283 万ウォン、330 万ウォンであり、総所得比もそれぞれ 8.6%、10.2%と高まっていく。そして補助教育費は 201 万ウォン（6.1%）、188 万ウォン（5.8%）と、教育費の大部分を占めている点に変わりはない。そして大学生になると、年間教育費は 528 万ウォンとなり、総所得比も 14.9%に跳ね上がる。ただしその大半は授業料が占めている。つまり、韓国の子どもを持つ世帯が負担している教育費は、教育段階が高まるごとに負担が高まる、高校生までは教育費の多くは補助教育費が占めるとの特徴を有している。

次に日本の教育費負担と比較しよう。平成 17 年版国民生活白書では、各教育段階の子どもを持つ世帯の教育費と所得を推計している。そこから教育費の対所得費を見ると、小学生は 2.9%、中学生は 6.5%、高校生は 8.3%、大学生は 8.2%と、教育段階が高まるごとに負担が高まるものの、韓国に比べるとそれぞれ負担が低いことが分かる。また補修教育費の対所得費は、小学生 1.1%、中学生 2.6%、高校生 1.6%と、韓国より相当程度小さい。

（通貨危機以降に子育て費用負担がさらに重くなった）

以上のように、韓国では子育て費用の負担が重い、通貨危機以降は 2 つの観点からさらに負担感が強まっていると考えられる。第一は高学歴化の更なる進展である。通貨危機以降、若年層の就業が厳しくなる中、より高い学歴を得ることで狭まった門を通過しようとの傾向が強まっている。大学進学率は 1990 年代より急激な伸びが続いているが、通貨危機以降は専門大学への進学率が頭打ちとなる中、4 年生大学への進学率は急速に高まり続けている。また近年は大学院への進学率も高まり始めているなど、高学歴化に歯止めがかからない状況である。そしてより良い大学に入学するためへの補修授業への投資額も高まっていると考えられる。

第二は海外留学熱の高まりである。海外留学生と家計に占める留学経費は 2000 年代に入り急速に高まっている（申雲[2005]）。留学生数は 99 年の 12 万人から、2003 年には 16 万人に増え、同行家族の生活費を含めた総経費²⁰は、2000 年の 40 億ドルから、2004 年には 71 億ドルと、毎年 10%以上の率で増加を続けている²¹。なお、2003 年の留学生数で 2004 年の総経費を単純に割ることで、一人当たりの留学にかかる一年間の総経費を算出すると、4 万 4 千ドルとなる。これは家計調査による 2005 年の平均年収である 3,250 万ウォンを大きく上回る水準である。よって海外留学に子どもを行かせることのできる世帯はそれほど多いとは考えられないが、中には貯蓄の取り崩しや借金により留学資金をまかなう世帯もあると推測される。通貨危機以降、外資企業が韓国企業を買収するケースが多くなるとともに、各企業がグローバル化に力を入れる中、英語力や外国における留学経験があれば、就職に有利となると考えられている。海外留学についても、若年の就職事情が厳しさを増

²⁰ 韓国では、子どもを留学させる場合、母親が付いて行き、父親は韓国で生活資金を稼ぎ、妻子に仕送りするケースが多い（中には一家で移住するケースもあると聞く）。このような父親は、家族のためには何でもするとの習性で知られる雁にもじって、キログアッパ（雁パパ）と呼ばれる。

²¹ 数値は申雲[2005]10 頁より引用した。

す中、付加価値を付けるための手段の一つとして、その需要が高まっていると言えよう。

高学歴化と留学熱の高まりは、通貨危機以降熾烈になった就職競争と、それに勝ち抜くための付加価値の必要性からエスカレートしており、子ども一人にかけようとする教育費はますます高まっていると考えられる。そしてこの状況には変化の兆しがなく、子どもを望んだ数だけ持てる夫婦は今後も少なくなっていくものと予想される。

（子どもに対する給付は限定的）

韓国では子育て費用の負担が大きいが、これに対する公的な支援は限定的である。公的な支援は、児童手当など子どもに対する給付と、税制上の優遇措置の大きく2つに分けることができる。まず子どもに対する給付は主なもので3つあり、それぞれ所得により対象が制限されている。第一は低所得層児童保育支援である。この制度の下では満0-4歳の子どもを持ち、平均所得（都市勤労世帯）²²の70%以下の所得しか得ていない世帯に対しては、所得水準に応じて支援単価（子どもの年齢により月額35万ウォン～15万8千ウォン²³）の40%から100%が支払われる。第二は満5歳児に対する無償保育・教育費であり、所得水準が平均所得の90%に満たない世帯に対し、月額15万8千ウォンが支払われる。第三は6歳未満の子どもが2人以上いる世帯に対する支援金であり、平均所得以下の世帯に対し、支援単価（子どもの年齢により10万5千ウォン～4万7千ウォン²⁴）の30%に相当する額が支払われる。

このように韓国における子どもに対する給付は、所得制限があること、教育費がかり始める6歳から給付が打ち切られるなど、限定的なものとなっている。

（子どもを持つ世帯が受ける税制上の恩恵も小さい）

次に税制上の措置を見よう。子どもを有する世帯は税控除を受けることができる。具体的には、基礎控除として子ども1人当たり100万ウォン、6歳以下の子どもについては1人当たり100万ウォンの追加控除が認められている。また基礎控除や追加控除に加えて、子育てにかかる様々な費用の控除も認められる。教育費については、幼児または小中高生であれば、1人当たり200万ウォンまで、大学生は700万ウォンまでが控除対象となる。また、子どもにかかった医療費は、総給与の3%を超過した金額につき500万ウォンまでが控除の対象となり、子どもにかけた保険料も100万ウォンを限度に控除の対象となる。

ただしこの控除は大きなものではない。低出産・高齢社会委員会[2005]は、OECD加盟国について、独身世帯と四人世帯（子ども二世帯）のそれぞれの租税負担率と両者の差を算出している（2002～2003年基準）。具体的にその結果を見ると、OECD平均では11.9%、

²² 2006年においては、4人世帯基準の月額で353万ウォン、5人世帯では373万ウォンである。

²³ 低所得層児童保育料支援の支援単価の月額は、1歳未満の子どもは35万ウォン、1歳は30万8千ウォン、2歳は25万4千ウォン、3～4歳は15万8千ウォンである（2006年基準）。

²⁴ 子ども2人世帯支援の支援単価の月額は、1歳未満の子どもは10万5千ウォン、1歳は9万2千ウォン、2歳は7万6千ウォン、3～5歳は4万7千ウォンである（2006年基準）。

四人世帯の負担率が独身世帯に比べ軽くなっている。そしてこの数値を各国別に見るとドイツでは22.4%、アメリカでは14.2%である。しかし韓国は0.9%にとどまっております、欧米諸国に比べて、子どもを持つ世帯はあまり税制上の恩恵を受けていないことが分かる。

(2)仕事と子育ての両立が困難

(結婚を機に半数が辞める)

仕事と育児の両立が難しい中で、女性が仕事を辞めた場合に発生する機会費用が高まる場合、子どもを持たないとの選択をするケースが増える。韓国では、仕事をしながら子どもを育てることは難しく、多くの女性が出産を機に仕事を辞めているが、一方で、子どもをあきらめている夫婦も少なくないと考えられる。

まずは韓国において、仕事と育児の両立が難しいとの点を確認しよう。結婚・出産調査<2005>によると、第一子の出産前に仕事をしている女性は34.8%と少数派であるが、出産後も継続する女性はさらに少数となる。結婚後も仕事を継続した女性が、出産に際して仕事についてどのような選択したか見ると、約半数である49.9%が出産を機に仕事を辞めている(表4-e)。また残りは出産後も働き続けているが、働き方については幾つかのパターンに類型化できる。まず出産前と同じペースで働き続ける人は33.5%であり、仕事を継続した女性の中では多数派である。一方、育児休暇を取った人は9.0%と多くなく、時間を短縮して仕事を続けた人は5.6%にとどまっている。

さらに同調査は、第一子出産とともに辞めた女性にその理由を尋ねているが、「自分の手で子どもを育てたかった」が41.0%と、自らの希望による離職が最も多かった。しかし、「子どもを預ける場所がなかった」が22.6%、「両立する時間がなかった」が13.2%と、小さな子どもを抱えて働き続けることが難しい点を示唆する回答も多かった(表4-f)。このように韓国では依然として子育てと仕事の両立が難しい状態にあると考えられるが、その要因としては、育児休業の取得が難しい、保育施設が不足していることを挙げるができる。以下ではこの点について見ていきたい。

(育児休暇の取得率は低い)

仕事と子育ての両立を容易とするため重要な制度として育児休暇をあげることができる。特にゼロ歳児の世話は手間がかかり、仕事との両立は困難である。よって復職を前提に一定期間仕事から離れ育児に専念できる制度があれば、継続就業を希望する女性の助けとなる。韓国では育児休暇の制度は存在するが、第一子の出産前に仕事をしてきた女性の9.0%しか利用していない。子どもがある程度大きくなるまでは子育てに専念したいとの理由から、育児休暇を取得せず離職する女性も多いが、育児休暇を何らかの理由で取得できず、子育てとの両立もできず、やむを得ず離職した女性も少なくないと考えられる。

なぜ育児休暇の取得率がこれほどまでに低いのであろうか。韓国労働研究院は2003年に「育児休職活用実態調査」(以下、育休調査<2003>とする。)を実施したが、その中で対

象者に²⁵、育児休暇を活用しなかった理由を尋ねている。育児休暇を活用しなかった理由として重要²⁶と回答した人が多い項目を示すと、「親戚等子どもの面倒を見る人がいるため」が70.6%、「職場復帰が難しそうなため」が69.5%、「経済的な理由のため」が68.9%、「同僚等の業務量が増えることに対する[心理的]負担感のため」が62.1%、「昇進等に不利益がありそうなため」が58.2%、「会社に育児休暇の前例がないため」が57.5%であった（表9-a）。子どもの面倒を見てくれる人が身近にいたため育児休暇を取らなかった人も多いが、育児休暇後のキャリアに対する不安、同僚に迷惑をかけてしまうとの自責の念、育児休暇を取得することによる所得減が育児休暇の取得を躊躇させているとの事実も浮かび上がっている。以下では ~ について、その状況を詳しく見ていこう。

（育児休暇制度の問題点）

第一は育児休暇後のキャリアに対する不安である。男女雇用平等法上は、事業主が育児休暇取得を理由として不利益な扱いをすることを禁止しており、育児休暇期間は勤続年数に算入することとなっている（34条）。では実際に不利益はないのであろうか。育休調査<2003>では、育児休暇を取得して職場に復帰した後、昇進や人事上の不利益を受けたか尋ねているが、60.9%が「これまで不利益を受けておらず今後も受けそうもない」、12.8%が「これまでは不利益を受けていないが、今後は不利益を受けそう」と回答したなど、大半が現在までは不利益を受けておらず、「不利益を受けた」と回答した人は9.6%にとどまっている（表9-b）。そのような中、多くの人是不利益がありそうだからとの理由で育児休暇を取らない状況である。つまり実際に育児休暇を取った人はそれほどの不利益を感じていないなど、育児休暇取得による不利益はそれほど大きなものではないにもかかわらず、多くの女性はそのことを知らず、不利益を受ける可能性を恐れて育児休暇を断念している。そしてこのようなことが起こる理由としては、韓国企業において女性の継続就業の歴史が浅く、育児休暇を取得して働き続けているモデルケースが少ないため、育休を取った女性の情報に接することができず、不利益を受けるに違いないと思い込んでいるからと考えられる。

第二は同僚に迷惑をかけてしまうとの自責の念である。育児休暇で空いた仕事の穴をどのように解決するのか企業に尋ねた結果を見ると²⁷、「代替要員を雇用せず職場内で解決」が55.7%と最も多く、「代替要員を追加して雇用」は34.5%、「社内での配置転換」が9.9%と続いている（表9-c）。つまり、多くの場合は同僚が仕事の穴を埋めているのであり、それによる職場の雰囲気悪化などに直面し、育児休業取得を断念するケースも多いと考えら

²⁵ 母性保護給与事業（産前後休暇給与及び育児休職給与）データベースに収録されている、2001年11月1日から2003年3月30日の間に、産前後休暇給与を受給した29,479人、育児休職支給を受給した5,211人から、無作為抽出した調査対象に質問表を送り、有効回収数909であった。

²⁶ それぞれの項目につき、「全く重要でない」、「それほど重要でない」、「普通」、「若干重要」、「とても重要」を選択するとの形式であるが、「若干重要」、「とても重要」と回答した人の割合の合計を、重要と回答した人の割合とした。

²⁷ 育休調査<2003>では企業に対するアンケート調査も行っており、1,504社から回答を得ている。

れる。

これまでの2つは制度上というより制度を運用する際に生じた問題点であるが、第3の育児休業を取得することによる所得減については、制度上の問題点と言える。韓国では2001年より育児休業取得時に月40万ウォン、2007年より50万ウォンの定額が支給されているが、これは十分な水準とは言えない額である。定額であるので給与水準が高いほど所得補償率が低くなるが、25-34歳の女性労働者平均給与である161万3千ウォン²⁸の3割程度の水準である。これは北欧諸国の100%とは比べるまでもなく、40%が支給される日本と比べても低い水準である。

（保育施設は不足している）

育児休業後に復職する場合、子どもが小さいうちに再就職する場合、保育施設に子どもを預ける必要が生ずる。しかし韓国においては、子どもを預けたいと考える親の希望が必ずしもかなうわけではない。

女性部が2004年に実施した「保育施設実態調査」(以下、保育施設調査<2004>とする。)では、全保育施設に対し待機児童の数を尋ねている²⁹。その結果を見ると、質問に対して回答した14,580施設のうち、1,995施設に待機児童がおり、その数を合計した待機児童数は94,160名、待機児童率(現在の利用児童数に対する比率)は15.9%であった。この数字は回答のあった保育施設のものであるので実際はさらに多いことが想定される。

待機児童率を、地域、都市規模、子どもの年齢、施設形態の別に見てみよう(表10)。まず地域別であるが、ソウル市が51.8%(57,066人)と突出して高く、京畿道19.1%(21,483人)、大田市10.6%(1,396人)と続いている³⁰。また都市規模別では、大都市が26.7%、中小都市が10.9%、邑面地域が4.9%と、大都市ほど待機児童率が高い結果となった。そして施設形態別では、保育料が安くサービスの質も高い傾向にある国公立保育所施設が73.0%と突出して高い。さらに年齢別では、5歳児は6.7%にとどまっているが、年齢が低くなるほど高まり、満1歳では35.1%となっている。このように韓国においては、年齢が低い子どもを持つほど、大きな都市に住むほど、リーゾナブルな保育施設を望むほど、保育施設を見つけることが難しくなっている。

（妻が仕事を辞めると死活問題）

先に紹介した、低出産・高齢社会委員会、他[2005]が行った、経済的な環境が出産に与える影響の分析では、夫の職業が安定しない場合、第一子の出生確率が落ちる点に加え、妻

²⁸ 労働部「賃金構造基本調査」により女性25-29歳、30-34歳の月給与総額を求め、それを平均した数値である。

²⁹ 「2004年度全国保育・教育実態調査」の一部調査として実施された調査である。全国に存在する24,219保育施設の全てに対し質問表を送付し、16,938の有効回答を得ている(全数調査)。また一部施設を抽出する調査も行っている。

³⁰ 道は日本の県に相当する。ソウル市は特別市、大田市は広域市であり、それぞれ道と同様の権限を有している。したがって道、特別市(1市)、広域市(11市)は統計上も同列に扱われる。

の就業が安定する場合、第一子の出生確率が落ちることを明らかにしている。妻の収入が安定していれば、世帯の経済基盤がより強固となるため、経済的な不安から子どもをあきらめる確率が減り、第一子が生まれる確率が高まっても良さそうである。しかし分析の結果は、その反対となっており、この理由は韓国で仕事と子育ての両立が難しいからであると考えられる。子どもを持つことで女性が仕事を辞めなければならない環境では、妻が安定した仕事を持つほど、世帯にとって第一子を出産することの機会費用が高い。よってそのような世帯が子どもを持たないとの選択をする確率が高まる点は容易に理解できる。

ここまで韓国では仕事と子育ての両立が難しい点を見てきたが、これは通貨危機以前から続いていた状況であり、通貨危機によって特段悪化したわけではない。つまり仕事か子育てか二者択一を迫られる状況は、長期的に見て出生率を引き下げる方向に影響していたことには疑いが無いが、通貨危機以降に有配偶出生率が再び低下し始めた点に対する直接の説明にはならない。しかし仕事と子育ての両立が難しい中、通貨危機を境に、妻が世帯所得に大きく貢献するケースが増えたことが、子どもを持つとの選択を難しく、これがひいては出生率を引き下げている可能性がある。

通貨危機以降、労働の非正規化が進展しており、低所得かつ雇用が不安定な若年男性も増えている。そのような中、夫婦が共に稼ぐことで家計を支える世帯が増えている。ファンキョン・ムカ[2005]は、既婚女性の労働力率と平均所得を夫の所得階層別に再集計しているが、そこからは、総じて夫が低所得であるほど妻が働いている比率が高く、1998年から2004年にかけてその傾向が強まった点、下位10%及び下位20%といった低所得層では妻の所得が世帯の主たる所得になっている点を確認することができる。

妻が世帯収入に大きく貢献している場合、子どもを産むために仕事を辞めるといった選択をすることが難しくなるが、通貨危機後の労働の非正規化を背景に、子どもを持つとの選択の余地を無くした世帯が増加している可能性がある。

4. 人口政策の歴史と現在の少子化対策

韓国の人口政策は大きく2つの時期に分けることができる。第一は1960年から95年までの出生率を抑制することを目的としていた時期、そして第二は96年以降の出生率を高めることを目的とした時期である。

(1)出生率の抑制を目的とした政策

政府は1961年に出生抑制政策を始め、これを95年まで続けたが、その政策の強さや方向性は時期によって異なっている。本稿では、政策の強さと方向性にしたがって、61-95年を3つの時期に分け、61~80年を『家族計画事業期』、81~90年を『総合対策期』、90~95年を『政策存廃議論期』と呼ぶこととする。以下では、『家族計画事業期』と『総合対策期』について、その施策の内容を紹介していくこととする。

（経済開発のため出産抑制に踏み切る）

まず 1961 年から開始された『家族計画事業期』であるが、この時期になぜ出産抑制政策が始まることになったのか触れておきたい。1910 年までの韓国は多産多死の状況にあり、人口は停滞していた³¹（統計庁[2003]）。しかし、1910 年以降は死亡率が長期的に低下し始め、1910 年には 34%であったものが、1940-45 年には 23%、55-60 年には 16%にまで下落した。一方、粗死亡率は、60 年代中盤まで 35-45%で安定していたため、人口増加率は 1915 年の 4%から 60 年には 29%まで高まった。これは発展途上国における人口増加率がピークに達した 65-70 年の 25%よりも高い水準であった。つまり多産多死から多産少子に移行する中、韓国の出生率は、同じく人口爆発を起こしていた発展途上地域の中でも高い水準に達していた。

そのような中、家族計画事業が開始された前年である 60 年における、韓国の一人当たり GDP は 79 ドルに過ぎず、これは当時でも最貧国に分類される水準であった。出産抑制政策は急激な人口増による生活水準の低下を避けるため、経済開発 5 ヶ年計画にあわせて導入されたが、同時に経済発展のための戦略であったとも考えられる。高出生率がもたらす人口増加は、人口を扶養するための資源の需要が拡大することから、経済開発に必要な資本形成を妨げるため、経済発展にはマイナスであり、国際社会で人口増加抑制プログラムへの支援が始まったとの指摘がある（阿藤[2000]）。韓国もこのような動きに沿う形で、61 年に出産抑制政策を導入したものと思われる。

（1960-70 年代は家族計画プログラムの推進により出産を抑制³²）

1961 年に導入された家族計画事業は、避妊の普及を中心とした出産抑制政策であり、60 年に 2.9%であった人口増加率を、71 年までに 2.0%にまで引き下げることを最終的な目的としていた。60 年代においては、避妊手段へのアクセス容易化、避妊についての広報・啓発を中心とした施策が行われ、前者の具体策としては、避妊薬剤器具の生産と輸入の許可³³、避妊薬剤の無料配布等が行われた。また後者の具体策としては、全国の保健組織網を利用しつつ、時代を反映したスローガンの下³⁴、組織的な広報・啓発が進められた。

70 年代は 60 年代の方向性が継承されつつも、幾つかの重要な施策が追加された。第一は 73 年における人口妊娠中絶の実質的な合法化である。70 年代に入り、より強力な出生抑制策が模索される中、母子健康法が制定され、優生学的理由など法で定められた場合の妊娠中絶を許容した。阿藤[2000]は、「一般的には、中絶を合法化した国の出生力転換は非合法

³¹ 1910 年以前の粗出生率は 35-45%、粗死亡率は 30-35%で安定していたと推定され、李氏朝鮮時代の 500 年間の人口増加率は年 2%と極めて緩やかであった（統計庁[2003]51 頁）。

³² ここでは低出産高齢社会委員会、他[2005]2 章 2 節「出産抑制政策期（1961-95）」（65-68 頁）を参考として記述した。

³³ 1961 年までは、避妊器具の輸入と国内生産が法的に禁止されていた。

³⁴ 1961 年に採択されたスローガンは「少ない子どもを良く育てよう」である。その後、2 人子が奨励された 71 年には「息子と娘を区別せず 2 人だけ生んでよく育てよう」、男児が生まれるまで生み続けるとの行動を絶つことに重点が置かれた 78 年は「良く育つ娘一人は 10 人の息子でもうらやましがらない」であった。

の国に比べると急速である」と指摘しており、人口妊娠中絶の実質合法化が、70年代以降の出生率低下に大きく寄与したと考えられる。

第二は避妊に対するインセンティブ付与である。政府は世帯あたりの子どもを2人以下に抑えるとの意思を明確にしており、78年には、2人以下の子どもしか持たない妻が避妊手術を受けた場合、その世帯に対し公共住宅優先分譲権を付与することとした。また第三は男児選好の是正である。韓国では男児選好が強く、男児が生まれるまで子どもを生み続けることで、結果として多産となるケースが多かった。よって男児選好が是正されれば、出生の抑制が期待できた。具体的には77年に家族法を改正し、それまで認められなかった女性の相続権を認めることとする等、女性の地位を高めた。

（1980年代はより強力な出産抑制政策を実施³⁵）

次は1980年代の『総合対策期』である。まず『総合対策期』が始まった80年の経済・社会がどのような状況であったかを概観しよう。経済面では、70年代には実質経済成長率が2ケタとなるなど高成長が続き、一人当たりGDPは1,597ドルにまで高まっていた。また出生率は2.8にまで低下して、人口増加率も1.6%となっていた。

しかし政府はこの数字に満足しなかった。80年に策定された第5次五ヵ年計画では、88年までに出生率を2.1にまで下げる目標を設定し、2.8であった出生率を下げるための強力な施策の実施を内閣に指示した。そして81年には各政府部局が具体的施策を出し、49施策からなる「人口増加抑制対策」が策定された。

同対策の柱は、家族計画事業の活性化、少子家庭に対する社会支援施策強化、男児選好観念の払拭と女性の地位向上、教育及び広報強化、人口抑制推進体系の整備と、70年代の施策を継承しているが、具体的な施策の内容がよりドラスティックになっている。例えば、2人以下の子どもしかもたない妻が不妊手術を受けた家庭に対して、各種資金融資の優先権付与といった、少子家庭に対するインセンティブの付与、教育費補助金の非課税範囲を子ども2人までに制限、分娩費用の医療保険適用を2回までに制限といった、子どもの多い世帯に対するディスインセンティブの付与を行った。そして実施には至らなかったが、子どもが増えると住民税や医療保険料が引き上げられる制度の導入、婚姻最低年齢の引き上げまでメニューに加えられた。

『総合対策期』においては、政府は88年までに出生率を2.1に引き下げるとの目標を設定し、これは83年には達成された。そして政府は、87～91年を対象とした第6次経済開発5ヵ年計画を策定した際、84年は2.05であった出生率を、95年までに1.75まで引き下げる目標を設定した。このように政府は出生率が人口置き換え水準を下回ってからも出産抑制政策を緩めなかった。

なお1.75との目標は、5ヵ年計画開始年の前である85年には達成されてしまい、87年

³⁵この記述は低出産・高齢社会委員会、他[2005]2章2節「出産抑制政策期（1961-95）」（65-68頁）を参考とした。

には 1.55 にまで落ち込んだ。ここにきて政府は出産抑制政策を弱める方向に舵を切り、89 年には無料避妊補給事業の対象を低所得層に限定する等の具体的な措置を行った。ただしこの措置では出産抑制政策が弱められたに過ぎず、それから 7 年が経過した 96 年に出産抑制政策はようやく廃止された。

(1) 出生率を高めることを目的とした政策

(2004 年になってようやく積極的な少子化対策)

1990 年代に入り出生率が人口置換水準より大きく低下する状態が続き、ようやく政府内でも出産抑制政策を続けるべきか否か議論が起こり始めた。具体的には、95 年に保健福祉部に審議会が設けられ、そこで出産抑制政策の今後について分析・検討が行われた。そして 1 年間の検討の末、このまま低出生率が続けば、労働力人口減、福祉負担増大等の悪影響が生じることから、人口増加抑制政策を廃止して、新たに人口増加に転じることが必要との結果となった。そして政府はこれを受け、96 年に 30 年以上続いた出産抑制政策を廃止するとともに、出生率を回復させるための施策を講じることとした³⁶。

ただし政府はすぐに積極的な少子化対策を行ったわけではなく、2004 年に大統領諮問高齢化及び未来社会委員会が設置され、ようやく政府全体として取り組む体制ができた。そして同委員会は、2005 年に少子化総合対策、2006 年には第一次計画である「低出生³⁷・高齢社会基本計画」を策定した。同計画は今後の少子化対策の方向性を見る上で極めて重要であり、詳しく解説を加えていくこととする。

この計画の柱は、「出産と育児に有利な環境創出」、「高齢社会における生活の質向上基盤の構築」、「少子化・高齢化社会の成長エンジン確保」の 3 つである。第一の柱である「出産と育児に有利な環境創出」には、オーソドックスな少子化の流れを変えるための施策が盛り込まれているが、第二の柱である「高齢社会における生活の質向上基盤の構築」には、少子化の結果として生じた高齢化に対応するための施策、第三の柱である「少子化・高齢化社会の成長エンジン確保」では、少子化がマクロ経済に与えるマイナスの影響の一つである、労働力人口減少を背景とした経済成長鈍化を緩和するための施策が盛り込まれている。つまりこの計画は通常の少子化対策のみならず、少子化によって生ずる影響を緩和するための対策が盛り込まれるといった極めて広範なものである。

以下では、いわゆる少子化対策を集めた「出産と育児に有利な環境創出」の部分について詳しく解説した後、「高齢社会における生活の質向上基盤の構築」、「少子化・高齢化社会の成長エンジン確保」については簡単に触れることとしたい。

(子育て中の世帯に対する支援)

第一の柱である「出産と育児に有利な環境創出」では、少子化の流れを変えるための施

³⁶ このパラグラフは低出生・高齢社会委員会、他[2005]69 頁を参考に記述した。

³⁷ 韓国では「少子化社会」のことを「低出生社会」と呼んでいる。本書では原則として「少子化」との用語を使っているが、計画の名称など固有名詞として使われている場合は、「低出生」を使っている。

策で構成されており、その中でも、子育て中の世帯に対する支援、仕事と子育て両立支援策が重要である。

まず子育て中の世帯に対する支援であるが、主たるものとして、(a)金銭的支援、(b)年金クレジット制導入、(c)その他インセンティブ導入をあげることができる。第一の金銭的支援は、既存の支援制度に設けられている所得制限を緩和することで、カバーされる対象を拡大することが主な改善点となっている。具体的には、満0-4歳児を持つ世帯に対する保育・教育支援は、支援対象が平均所得の70%以下の世帯に制限されていたが、2009年までに130%以下の世帯にまで段階的に拡大される³⁸。これにより対象となる児童の比率は、50%から80%に高まるとされている。また上限は支援単価の100%で変わらないが、所得層によっては支援比率が高められる。次に、満5歳児に対する無償保育。教育費支援と子どもを2人以上持つ世帯に対する支援金であるが、平均所得の90%以下の世帯に制限されていた支援対象が、2009年に130%以下の世帯まで段階的に拡大される。ただし支援比率の引き上げはなされない。そして子どもが2人以上いる世帯に対する支援金については、平均所得以下の世帯に制限されていた支援対象が2009年に平均所得の130%にまで引上げられる。

第二の出産年金クレジット制は、子どもが生まれる毎に一定の期間を加入年数に加える制度である。2008年に生まれる子どもから、二子目は1年、三子目からは1年半ずつ、年金保険料を追加的に支払うことを認める(最長50ヶ月)こととした。この制度が導入されると、月159万ウォンの所得の平均所得者は、二子の場合は年24万ウォン、三子の場合は60万ウォン程度、年金が上昇し、77歳まで生存する場合は、それぞれ360万ウォン、900万ウォン程度、年金を多く受け取れると試算されている(低出産・高齢社会委員会,他[2005]³⁹)。

第三のその他インセンティブ付与は、三子以上の無住宅世帯に対する公共住宅分譲権の優先付与、子どもの数が多いほど国公立保育園の入所順位を上方に位置づける制度の導入である。これは、1980年代の『総合政策期』に導入された、子どもが少ない世帯に対するインセンティブを、子どもが多い世帯に置き換えたと考えると理解しやすい。

(仕事と子育て両立支援策)

次の仕事と子育て両立支援策については、主なものとして、保育インフラ拡充、産前・産後休暇や育児休暇取得の活性化、職場復帰支援をあげることができる。

第一の保育インフラ拡充については、(a)国公立保育所の増加(2006年の1,645ヶ所から2010年に2,700ヶ所)、(b)職場保育施設設置義務対象の拡大(500人以上事業所から300人以上事業所[2006年])、(c)民間保育施設に対する補助金拡大、(d)保育園の夜間対応教員増員に対する支援などをあげることができる。

第二の産前・産後休暇や育児休暇取得の活性化については、まず産前・産後休暇につい

³⁸ 平均所得70~130%では支援単価の30%の支援となる。

³⁹ 低出産・高齢社会委員会,他[2005]444ページでは、低出産・高齢社会委員会内部資料の数値を引用している。

ては、現在企業が負担している 60 日分を雇用保険が負担することとなり、2006 年より中小企業が先立って対象となった。これにより企業が負担軽減のため休暇を所得させないと動きが少なくなることが期待されている。また育児休暇については、出産後 1 年未満との制限が、3 年未満に緩和され、支給額も 40 万ウォンから、2007 年には 50 万ウォンに引き上げられた。

第三の職場復帰支援については、仕事を辞めた女性労働者に対し、女性再雇用促進奨励金を支給していたが、出産女性再就職奨励金に衣替えし、退職当時の事業所規模による奨励金支払い要件の制限を無くした。

（高齢者の所得保障強化と高齢者と女性の労働力率を高めるための施策）

第二の柱の「高齢社会における生活の質向上基盤の構築」は、その名のとおり少子化の結果生じた高齢社会の進展に対応するための対策であり、重要な施策として、年金制度の持続性確保、低所得高齢者の所得保障拡充、老人性疾病への医療保険適用拡大、介護保険導入、(e)住みやすい環境作りをあげることができる。

また第三の柱の「少子・高齢化の成長エンジン確保」では、少子・高齢化が進展する国が避けて通ることのできない経済成長率の低下を緩和するための対策である。少子・高齢化が進展すると、生産可能人口の減少に伴う人的資源投入の減少、貯蓄率の低下に伴う資本蓄積の鈍化を通じて、成長にブレーキがかかる。この影響を緩和するために掲げられている施策は、女性、高齢者の労働力としての活用である。女性の活用については、雇用改善措置（日本では「積極的改善措置」：affirmative action）の実施が掲げられ、男女労働者現況と雇用平等計画の提出を義務付ける対象を、現行の 1,000 人以上の民間企業から、2008 年 3 月より 500 人以上の企業に拡大することとした⁴⁰。また女性の職業能力を高めるため公共訓練を拡充することも盛り込まれている。また高齢者の活用のための施策としては、年齢差別禁止の法制化、賃金ピーク制導入、高齢者雇用促進奨励金の活用、高齢者の能力開発などが盛り込まれた。

（投資規模は 5 年間で 32 兆ウォン・目標は 2020 年までに出生率 1.6）

「低出産・高齢社会基本計画」の投資規模は、2006 年から 2010 年までの 5 年間で 32 兆ウォンである。このうち少子化対策である「出産と育児に有利な環境創出」に 18 兆 9 千億ウォン、「高齢社会における生活の質向上基盤の構築」は 7 兆 2 千億ウォン、「少子・高齢化の成長エンジン確保」は 6 兆ウォンが充てられる。なお財源については、国費から 11 兆 2 千億ウォン、地方費から 13 兆ウォン、基金等から 7 兆 8 千億ウォンとされているが、調達方法については、「歳出構造改革、課税基盤拡充を通じて優先的に財源確保⁴¹」と抽象的に記

⁴⁰ 公営企業は全てが対象である。

⁴¹ より詳細には、「・・・実効性が低い事業等歳出構造改革を通じて不要不急な財政支出を抑制、・非課税・減免制度新設抑制、全ての階層を対象として行われている非課税・減免を、優先的に縮小・廃止推進、・自営業者に対する所得補足率を高め、税収基盤拡大推進」との文言が示されている。

述されているに過ぎない。

また韓国において策定される計画には必ずといって良いほど目標値が設定されるが、この計画にも例外ではなく、2020年までに出生率をOECD国家の標準水準である1.6にまで高めるとの目標値を示している。

ではこれほどの巨費を投じて行われる計画によって少子化の流れを変えることはできるのだろうか。韓国の少子化の原因は、非正規職の増加による若者の結婚力低下、子育て費用の高額化、仕事と育児の両立支援困難、を始めとした様々な要因が複雑に絡んだ結果とも言え、少子化の流れを変えるためには、これら出生率を引き下げる要因を解消させる方向に持っていく必要がある。しかしこの少子化対策ではこれら要因に対する処方箋が十分に示されておらず効果は薄いと考えることができる。

まず非正規職の増加による若者の結婚力の低下については解決策が全く示されていない。政府は計画とは別に、非正規職の労働条件保護を強化するための法律を制定するなど、非正規職の増加に伴う問題に取り組んではいる。しかしこれは逆に若者の失業率を高める副作用が懸念されており（例えば高安[2007]）、若者の結婚力の低下に対する抜本的な解決策とはなっていない。

また子育て支援策や育児と仕事の両立支援策は多少の改善はなされるものの、前者の拡充によって出生率を高めることに成功したフランス、後者の拡充によって出生率を高めることに成功した北欧諸国と比べると、十分な施策を講じているとは言えない。よって2020年までに出生率を1.6まで高めるとの計画は、その実現が難しいと言わざるを得ない状況である。

5. 少子化が経済に与える影響

このように急激に進展している少子化は、韓国の経済・社会に様々なマイナスの影響を与えることが予想されることから、政府は強い危機感を抱いている。そこで本節では急速な少子化により韓国の経済社会がどのように変化するのか見ていこう。

（2019年より人口が減り続ける）

韓国では1983年以降出生率が人口置換水準を下回り続けている。これは将来的に韓国の人口が減少に転ずることを意味している。では具体的にはいつ人口減少が始まるのだろうか。統計庁は2007年11月に2030年までの推計人口を公表したが（以下2007年推計とする。）⁴²、それによると、韓国の人口が減少に転じると予想される年は2019年である。なお統計庁は2005年1月に2050年までの推計人口を公表したが（以下2005年推計とする。）この推計では人口減少に転じる年を2021年としていた。よってこの推計の公表から2007年推計の公表までの2年余りの間に将来人口に影響を与える環境はより厳しいものとなっ

⁴² 統計庁は5年毎に推計将来人口を改訂している。前回の公表は2001年12月であるが、2000年以降の出生率の急激な下落を受けて、5年を待たずに「将来人口特別推計結果」が2005年1月に公表された。

たことが伺える。なお 2005 年推計に基づけば、2050 年の人口は 2005 年より 12%減少した 4,400 万人となる（図 7）。

また日本では 2006 年から人口減少が始まっており、今後は緩やかに人口減少率が高まっていくなことが予想されている。つまり日本は韓国より 13 年早く人口減少社会を経験していることとなる。しかし一度人口減少が始まってからのスピードは韓国の方が速く、2042 年以降は韓国の人口減少率が日本を上回ることが予測されている⁴³。

（少子・高齢化は日本を上回るスピードで進展）

高齢化比率が 7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、20%を超えると超高齢化社会と呼ばれる。韓国では 2000 年に高齢者比率が 7%を超え、高齢化社会の仲間入りをした。欧米諸国が高齢化社会となった時期は、フランス 1864 年、ドイツ 1932 年、アメリカ 1942 年と比較的早く、日本はそれよりは遅いとはいえ 1970 年には高齢化率が 7%を超えた。つまり韓国における高齢化の歴史は浅いと言える。

しかし韓国における高齢化のスピードは極めて速い。2005 年推計によると⁴⁴、高齢者比率が 14%を超す時期は 2018 年、20%は 2026 年であり、高齢化社会から高齢社会までは 18 年、高齢社会から超高齢化社会までは 8 年しかかからない見通しとなっている（図 7：再掲）。日本は、高齢化社会から高齢社会になるまで 24 年かかり、また高齢社会から超高齢化社会まで 12 年かかることが予測されており、欧米諸国と比較すると早いテンポで高齢化が進んでいる⁴⁵。韓国はその日本をも上回る勢いで高齢化が進んでいるのである。

（高齢化や人口減少の影響）

人口減少や高齢化は韓国のマクロ経済に様々なインパクトを与えると予測され、その一は経済成長率を引き下げる影響である。成長会計の考え方では、潜在的な経済成長率は、労働投入、資本投入、技術進歩により決定される。このような観点から、人口減少や高齢化により、労働生産可能年齢人口の伸び率が低下すれば、労働投入量の伸び率も低下し、潜在成長率が下落する。また高齢化はマクロでみた貯蓄率を引き下げるが、これは資本投入の伸びを低下させ、やはり潜在成長率の低下を導くこととなる。

康奉均[2001]は、70 年代以降の潜在経済成長率の推計とその要因分解を行っている。その結果によると、韓国の潜在成長率は、70 年代と 80 年代は 8%台で推移してきたが、90 年代には 6%台に下落した。そして成長率を要因分解した結果、70 年代から 90 年代の間、資本投入の寄与は 2%台、技術進歩の寄与は 3%台をキープしたが、労働投入の寄与は 70 年代の 3.1%から 90 年代には 1.5%にまで低下した。つまり 90 年代に潜在成長率が下落した

⁴³ 2007 年推計では 2030 年以降の人口推計がなされていないので 2005 年推計の数値を利用している。

⁴⁴ 本来であれば最新の 2007 年推計の数値を利用することが望ましいが、2007 年推計では公表されている数値からは、5 年おきにしかならぬ高齢化率が算出できないため、2005 年推計の数値を利用している。

⁴⁵ ドイツでは高齢化社会から高齢社会になるまで 40 年、高齢社会から超高齢化社会になるまで 38 年の時を要し、アメリカでもそれぞれ 72 年、16 年かかっている。

要因は、労働投入が低下したからであり、その背景には生産可能人口の伸び率の大幅鈍化がある。つまり90年代には人口要因による成長鈍化が既に始まっていたと言えるのである。

今後は人口が減少に転じ、高齢化も急速に進展することから、潜在成長率の低下傾向には拍車がかかることが予想される。韓国開発研究院[2004]は、出生率や技術進歩率に幾つかの仮定値を置き、2050年までの潜在成長率を推計している。以下ではその一部を紹介したい。技術進歩率が1.5%で推移するとのケースについては、出生率が2003年の1.19で推移する場合、2000年代の潜在成長率は4.6%で、2010年代4.2%、2020年代2.9%、2030年代1.6%、2040年代0.7%と続くと予想されている。また出生率が2050年に向けて1.00にまで低下する場合は2040年代の潜在成長率が0.6%に若干低下する。このような潜在成長率低下は、労働投入がマイナス寄与となること、2%程度の水準から大きく低下してこなかった資本投入の寄与が2020年代から本格的に低下することによるものである。

技術進歩率が2.0%で推移すれば、もう少し高い成長率が期待できるが、それでも2040年代の潜在成長率は1%台の前半に過ぎない。高い成長率を誇った韓国経済も、人口減少や高齢化の影響で、低成長の時代を迎えることとなる。

（年金制度も再設計が必要に）

韓国の年金制度は1988年に創設されたが、現行の年金制度は持続可能ではない点、通貨危機以降の出生率低下の加速により破綻が予測される時期が早まっている点を紹介しておこう。

韓国の国民年金は部分積立方式であり、現在のところ積立金が急速に増えている。しかし今後の急速な高齢化により、保険料率9%、所得代替率60%との現在の制度を維持する限り、2036年に積立金が減少に転じ、2047年には積立金が枯渇する。国民年金については98年に財政計算制度が導入され、5年に一度、長期的な年金財政が計算され、それに基づいた改革が建議される⁴⁶。直近では「2003年国民年金財政計算及び制度改善方案」が報告されたが、ここで現行の年金制度が将来的に持続不能である点が示され、保険料率の引き上げ、給付の削減の方向で、3つの選択肢が示された。これに基づき、政府は2004年末に国民年金法の改正案を国会に提出した。その主な内容は、保険料率を2010年から2030年まで、5年ごとに1.38%ずつ、9%から15.85%に引き上げる、所得代替率を法改正時から2007年まで60%から55%に、また2008年以降は更に50%にまで引き下げるのである。しかし法改正案は、与野党で意見が折り合わず2008年2月末現在でも継続審議となっている⁴⁷。

⁴⁶ 財政計算制度は1998年に改正された国民年金法に基づいている。具体的には、保健福祉部長官の諮問機関である「国民年金発展委員会」により、長期的な年金財政が点検され、改革方案が示される。

⁴⁷ 第一案は、所得代替率を現行の60%に据え置き、保険料率を現行の9%から2010年から2030年まで5年ごとに2.17%ずつ引き上げ、最終的には19.85%にする、第二案は、所得代替率を2004年に50%にまで引き下げ、保険料率を1.37%ずつ引き上げ15.85%とする、第三案は、所得代替率を40%にまで引き下げ、保険料率を0.57%ずつ引き上げ11.85%とすると提案している。2004年末に政府が国会に提出した法案は第二案に沿ったものである。

2003年に示された国民年金の財政計算は、2001年12月に統計庁から公表された推計人口に基づいている。当時の中位推計は、通貨危機以降の急速な出生率低下を予想しておらず、2000年の1.47が、2005年に1.37、2010年1.36と若干下落した後反転し、2035年には1.40に回復するとの仮定を置いていた。よって人口減少に転じる時期は、2007年推計より5年遅い2024年、2050年の高齢人口比率は2005年推計より約3%ポイント低い34.4%と、人口減少や高齢化の進展の仮定が甘いものであった。

国会予算政策処[2005]は、2005年に改訂された推計人口をもとに、国民年金の財政を試算しているが、基金積立金の減少は、2003年の財政計算と比べて9年早い2027年、基金枯渇は7年早い2040年との結果となっている。これは公式的な財政計算ではないが、年金制度を安定させるためには、更なる保険料率の引き上げや給付の引き下げが必要となることは確実である。

おわりに

韓国では少子化が急激に進んでおり、将来の経済も大きな影響を受けるなど、解決が望まれる最重要な経済問題の一つとなっている。そして政府もその重要性を認識して、96年に過去30年以上続けられてきた出生抑制政策にピリオドを打ち、2004年以降は積極的な少子化対策を行うようになった。しかし少子化の重要な原因である、雇用の非正規化による若年者の結婚力低下、教育費を中心とした子育て費用の増大、仕事と子育ての両立が困難な環境といった点については、現状の少子化対策では解消することができないと考えられる。

参考文献

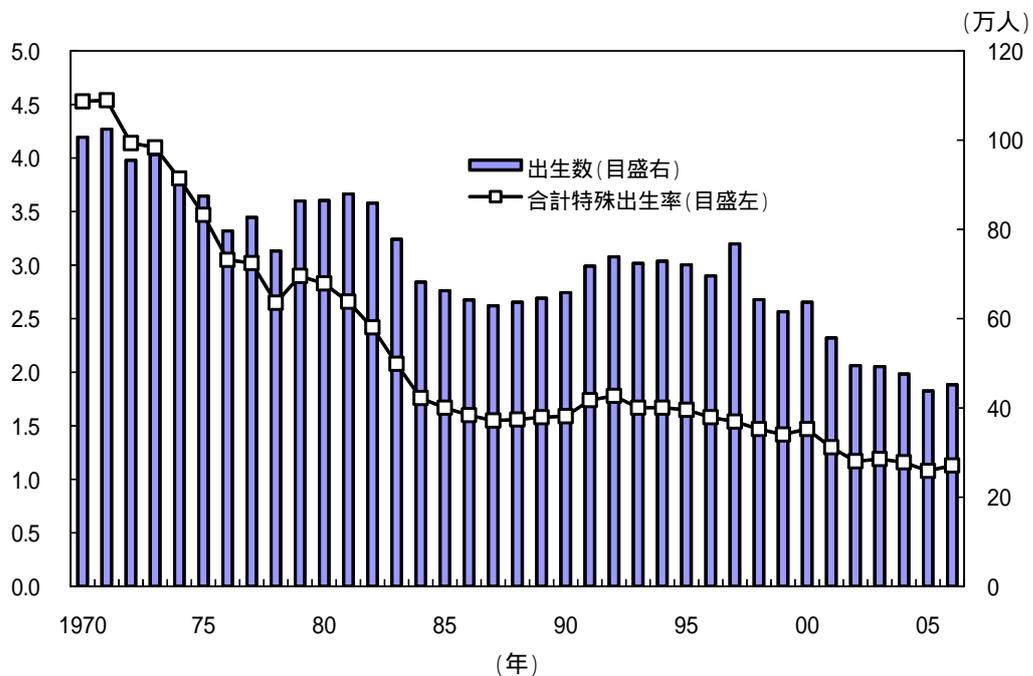
< 韓国語文献 >

- 康奉均[2001]「韓国経済の成長潜在力 (Growth Potential) 引き上げ方案」ソウルエコノミクスグループ朝食講演会資料, 韓国開発研究院。
- 金勝権[2003]「低出産の原因と安定化政策」『保健福祉フォーラム』2003.12, pp6-21, 韓国保健社会研究院。
- 金勝権・チョン・ヨ・キム・ヨン・イ・ソク[2004]『2003年全国出産力及び家族保健・福祉実態調査』研究報告書 2004-23, 韓国保健社会研究院。
- キム・ヒョク[2005]「価値観の変化と低出産」『保健福祉フォーラム』2005.4, pp17-24, 韓国保健社会研究院。
- 労働部[2005]「05年経済活動人口付加調査結果分析」報道資料。
- 申雲[2005]「消費行動の変化と今後の政策対応方向」韓国銀行報道資料。
- 女性家族部[2005], 『家族実態調査』研究報告 2005-39。
- イ・ソク・キム・ヒョク・キム・ヒョク [2004]『育児休職活用実態と政策課題』政策研究 2004-16, 韓国保健社会研究院。
- チョン・ガヒ[2003]「韓国の出産力の変遷：推移と予測」『統計研究』2003年春(第8巻第1号) pp33-58, 統計庁。
- 低出産・高齢社会委員会・保健福祉部・韓国保健社会研究院[2005]『低出産の原因及び総合対策研究』研究 05-30(1), 韓国保健社会研究院。
- 統計庁[2003]『韓国の人口1』。
- 韓国開発研究院[2004]「人口高齢化とマクロ経済」『人口高齢化協同研究課題 04-06』, 韓国労働研究院。
- ファン・ギョク・キム・ヒョク[2005]「既婚女性の経済的地位 - 共稼ぎ世帯を中心に」『労働レビュー』2005年9月号 pp38-48, 韓国労働研究院。

< 日本語文献 >

- 阿藤誠[2000]『現在人口学』, 日本評論社。
- 高安雄一[2007]「韓国の非正規労働問題とその解決法」ERINA Discussion Paper No.0705, 環日本海経済研究所。

(図1) 合計特殊出生率及び出生数



(備考) 統計庁資料により作成。

(表1) 1959～99年における出生率低下の要因分解

	(%)	
	結婚行動の変化	出産行動の変化
1959-69	10	90
1969-79	15	85
1979-89	39	6
1989-99	195	-95

(備考) 金勝権[2003]12頁(表4)の数値を引用。

(表2)「少子化社会に関する国際意識調査」結果

(a) 結婚に対する考え方

(%)

	結婚は必ずすべきだ	結婚はした方がよい	結婚しなくても同棲はした方がよい	結婚同棲しなくても恋人いたらよい	結婚同棲恋人は必ずしも必要でない	その他	わからない
日本	11.5	53.9	2.0	7.9	22.7	0.2	1.9
韓国	38.3	42.4	1.9	8.2	7.6	-	1.6
アメリカ	14.0	42.0	10.7	5.9	24.8	0.9	1.7
フランス	6.3	32.7	21.1	22.4	15.9	0.5	1.1
スウェーデン	6.2	36.0	7.7	4.7	42.7	2.0	0.8

(b) さらに子どもを増やしたいか

(%)

	希望数になるまで子どもを増やしたい	増やすが、希望数までは増やさない	今よりは子どもは増やさない	その他	わからない
日本	36.4	6.2	53.1	1.5	2.8
韓国	26.8	16.9	52.5	0.4	3.4
アメリカ	62.5	18.5	12.5	3.6	3.0
フランス	49.9	19.4	22.6	3.2	4.9
スウェーデン	69.1	12.0	11.0	2.6	5.2

(c) さらに子どもを増やしたくない理由(複数回答)

(%)

	1	2	3	4	5
日本	子育てや教育にお金がかかりすぎる 56.3	高齢で、産むのがいやだから 31.8	健康上の理由から 15.1	自分の仕事に差し支えるから 13.5	家が狭いから 10.9
韓国	子育てや教育にお金がかかりすぎる 68.2	高齢で、産むのがいやだから 32.2	子どもがのびのび育つ社会ではない 16.6	これ以上の育児の負担に耐えられない 16.3	自分の仕事に差し支えるから 13.7
アメリカ	子育てや教育にお金がかかりすぎる 30.8	健康上の理由から 25.0	欲しいけれども妊娠しないから 19.2	配偶者が望まないから 17.3	高齢で、産むのがいやだから 15.4
フランス	健康上の理由から 31.2	配偶者が望まないから 23.1	高齢で、産むのがいやだから 19.8	子育てや教育にお金がかかりすぎる 13.3	その他 10.5
スウェーデン	高齢で、産むのがいやだから 40.9	健康上の理由から 20.5	配偶者が望まないから 20.5	これ以上の育児の負担に耐えられない 13.6	欲しいけれども妊娠しないから 13.6

- (備考) 1. 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)[2006],「少子化社会に関する国際意識調査」(a)は27頁、(b)は12頁、(c)は28頁に掲載されている。
2. 質問は、(a)は「人生における結婚や同棲の必要性に対する以下のような考え方のうち、あなたの意見にもっとも近いもの一つだけ選んでください」、(b)は「あなたは、今よりも、子どもを増やしたいと思いますか」、(c)は「希望するまで、または今より子どもを増やさない、または増やせない理由は何か」である。

(注) 各資料に掲載されている表の数値を全部もしくは一部引用した。表の形式は筆者が変更を加えている。

(表3) 社会統計調査の結果

結婚に対する態度：未婚男女

		(%)					
		絶対すべき	した方がよい	どちらでもよい	しない方がよい	すべきでない	わからない
1998年	男性	26.6	46.6	23.0	0.6	0.2	3.1
	女性	12.7	38.7	43.3	1.7	0.2	3.3
2000年	男性	23.6	49.8	23.1	0.6	0.2	2.7
	女性	10.0	39.9	44.9	2.1	0.3	2.9

(備考) 統計庁データベースの数値を引用。

(表4) 「2005年度全国結婚及び出産動向調査」結果

(a) 結婚の必要性に対する態度：未婚男女(20-44歳)

		(%)				
		絶対しなければ ならない	した方がよい	してもいいし なくてもよい	しない方がよい	わからない
男性		29.4	42.0	23.5	2.2	3.0
女性		12.9	36.3	44.9	3.7	2.2

(b) 結婚しない理由：未婚男女(25-39歳)

		(%)							
		所得不足	失業 雇用不安定	仕事と結 婚生活の 両立困難	結婚費用 負担	家父長的 結婚制度 負担	適当な相 手と出会 わない	異性と会 う機会が ない	その他
男性		19.2	17.3	5.3	21.3	5.1	11.6	5.1	15.1
女性		4.7	6.1	17.8	13.2	8.9	24.4	6.5	18.5

(c) 配偶者の条件(第一順位)：未婚男女(20-44歳)

		(%)							
		身体的 条件	健康	職業	経済力	性格	信頼・愛	家庭環境	その他
男性		9.4	10.1	1.4	5.5	38.2	22.5	6.0	6.8
女性		1.8	4.8	7.1	30.8	23.8	19.5	6.5	5.9

(d) 同性の理想的な結婚年齢：未婚男女（20-44歳）＜学歴別＞

(歳)

	学歴	27歳以下	28-29歳	30-31歳	32-34歳	35歳以上
男性	中卒以下	19.2	17.3	46.2	13.5	3.8
	高卒	12.1	24.7	42.1	16.6	4.5
	専門大学	5.6	25.4	50.2	16.5	2.2
	4年制大学以上	4.1	15.5	43.2	30.0	7.3
女性	中卒以下	57.9	21.1	21.1		
	高卒	36.1	33.4	26.1	2.9	1.5
	専門大学	32.3	38.0	23.9	5.3	0.4
	4年制大学以上	21.3	37.5	32.4	7.7	1.1

(e) 第一子出産前後6ヶ月以内における勤務状態変更有無：既婚女性（20-44歳）

(%)

平常どおり	時間を減らした	中断	育児休暇	新たに就業
33.5	5.6	49.9	9.0	2.0

(f) 第一子出産前後6ヶ月以内に仕事を辞めた理由：既婚女性（20-44歳）

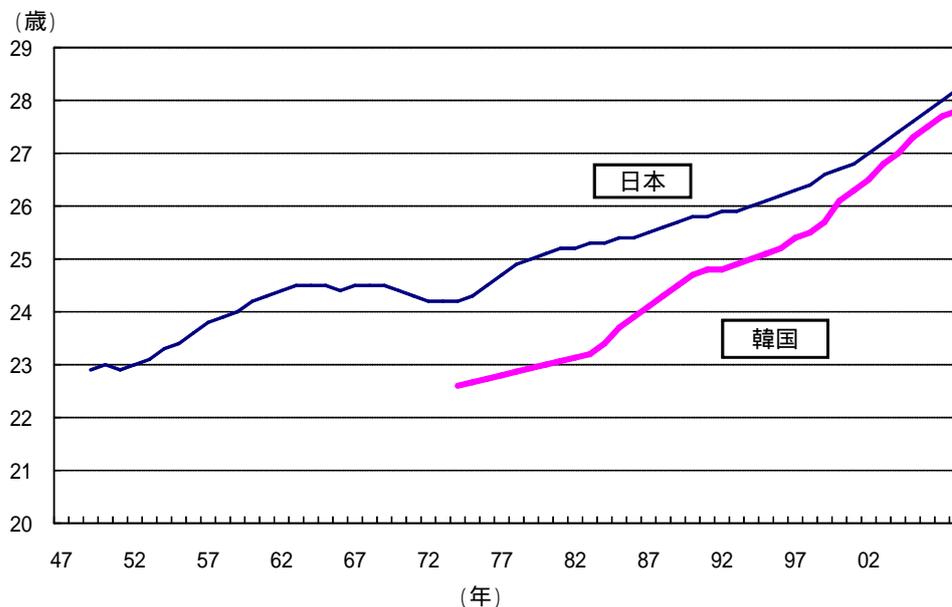
(%)

直接育てたくて	子どもを預ける場所がなく	職場生活不利益	本人の健康問題	両立時間不足	産前後処理	経済的理由	その他
41.0	22.6	4.6	5.7	13.2	6.8	3.1	3.1

(備考) 韓国保健社会研究院,他[2006],「2005年度全国結婚及び出産動向調査」, (a)は122~123頁、(b)は243頁、(c)は149頁、(d)は138及び142頁、(e)は336頁、(f)は342ページに掲載されている。

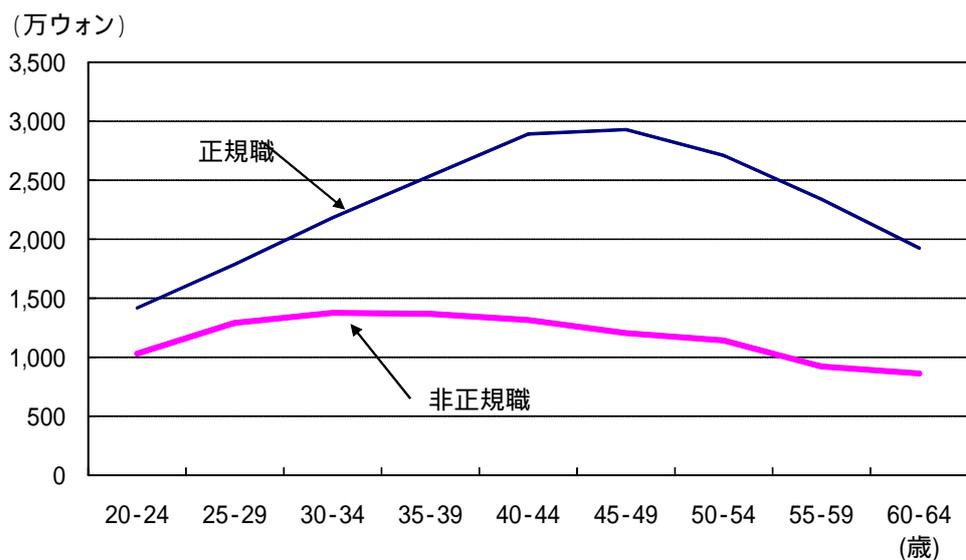
(注) 各資料に掲載されている表の数値を全部もしくは一部引用した。表の形式は筆者が変更を加えている。

(図2) 韓国と日本の平均初婚年齢(女性)



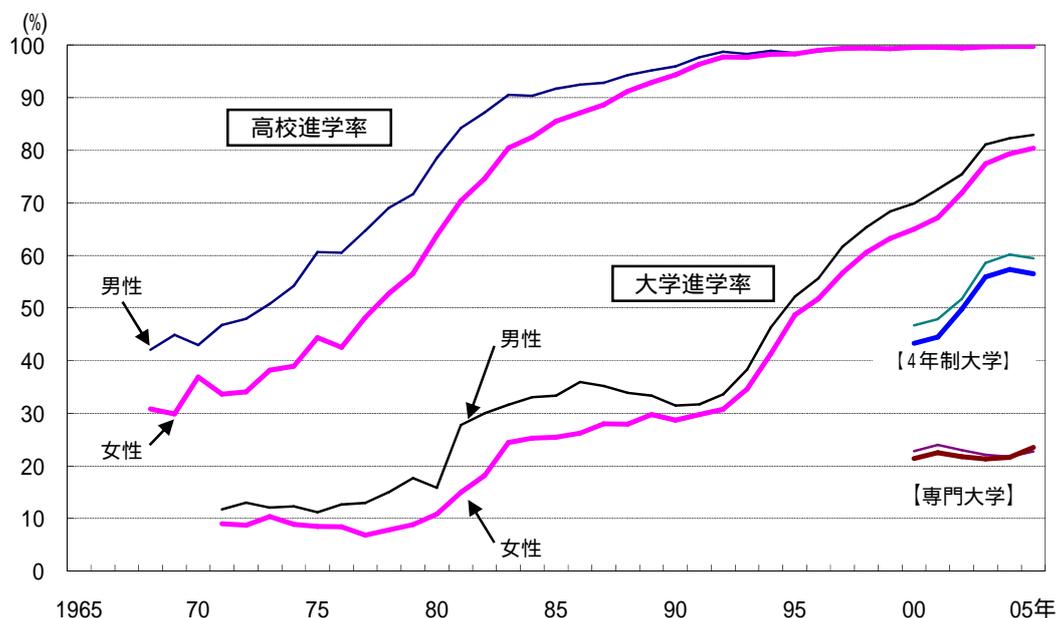
(備考) 1. 韓国の1981年以降の数値は統計庁資料により作成。また72年と75年の数字はキム・テヨン [2005]18頁表2による。73～74年、76～80年の数字は単純に線形延長した。
 2. 日本の数値は「人口動態調査」(厚生労働省)(各年報)による。

(図3) 正規職・非正規職の年齢階層別平均所得



(備考) 1. 「全国世帯実態調査」(2001)の特別集計により作成。
 2. 男性世帯主のみを対象に、本人の年間賃金所得を集計。
 3. 常用職を正規職、臨時職+日雇いを非正規職としている。

(図4) 高校進学率と大学進学率



(備考) 韓国教育開発院資料により作成。

(表5) 女性の結婚移行率

女性の結婚移行率の Cox regression model 分析結果

	各説明変数の属性を持つ 女性が結婚に移行する確率 (標準ケース=100)
年齢 (標準ケース: 40-44 歳)	
20-24 歳	0.44
25-29 歳	0.65
30-34 歳	0.85
35-39 歳	1.01
教育水準 (標準ケース: 中学校以下)	
高校	0.72
専門大学	0.49
大学以上	0.38
就業有無 (標準ケース: 無し)	
有り	0.67

(備考) 低出産・高齢社会委員会,他[2005] 142 頁の表 6-3 の一部を引用した。

(表6) 年齢別有配偶出生率

(当該年齢有配偶女性人口 1000 人当たり)

	1980 年	1990 年	2000 年	2004 年
20-24 歳	405.6	426.3	363.6	259.0
25-29 歳	285.4	219.8	254.5	193.4
30-34 歳	120.9	54.7	96.8	99.5

(備考) 統計庁資料により作成。

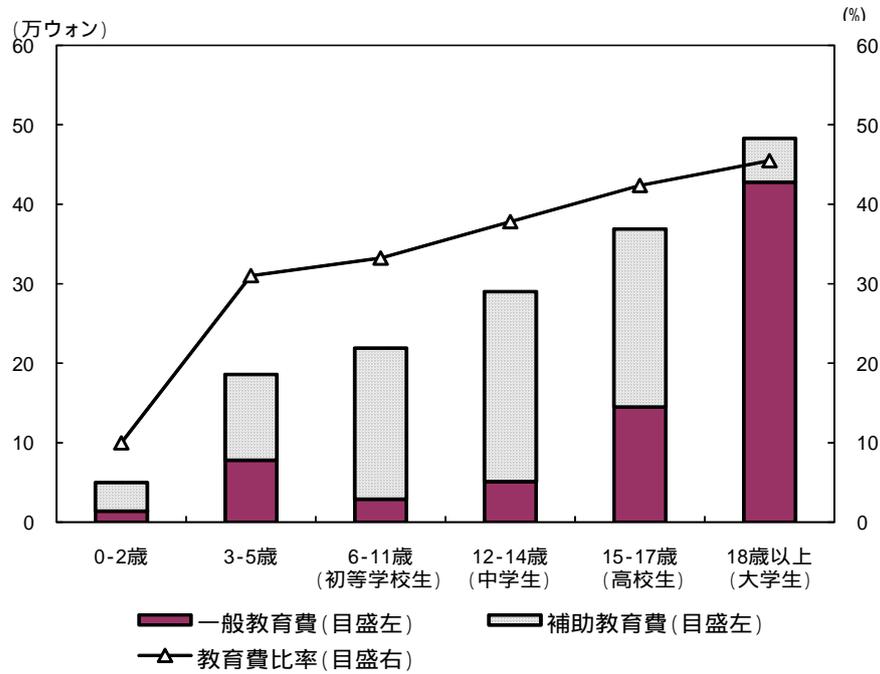
(表7) 所得水準別出産中断理由(2子以下)

(%)

平均所得に対する所得水準	子どもの養育 の経済的負担	所得や雇用の 不安定	出産健康水準 劣悪	その他
150%以上	37.7	1.7	16.2	44.4
120%以上～150%未満	48.8	12.2	13.5	25.5
100%以上～120%未満	44.5	14.3	14.4	26.8
70%以上～100%未満	44.2	21.7	13.6	20.5
50%以上～70%未満	38.5	31.7	10.9	18.9
50%未満	30.1	38.4	13.2	18.3

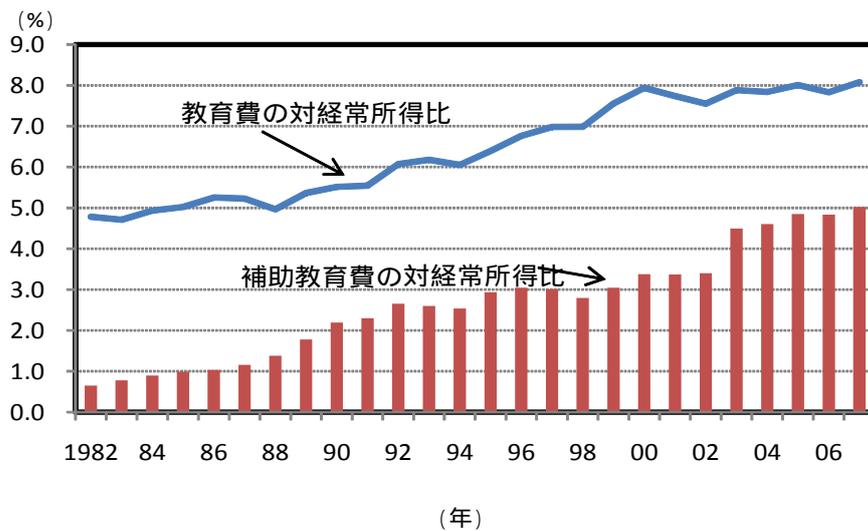
(備考) 「第一次低出産高齢社会基本計画試案 2006～2010」(各部処合同) 16 頁のグラフの数値を編集して掲載した。なお同資料は低出産・高齢社会委員会、他「低出産原因及び総合対策研究」(2005)を参考としている。

(図5) 年齢別の教育費と子育て費用全体に占める割合



- (備考) 1. 金勝権,他[2004]439-440頁により作成。
 2. 教育費は学校への納入費等、教材費、文房具費が含まれる。
 3. 私教育費には塾等への支払いなどが含まれる。

(図6) 教育費と補助教育費の対経常所得比



- (備考) 1. 統計庁データベースにより作成。
 2. 雇用者世帯ベース。

(表8) 教育段階別の教育費

	(万ウォン)		(%)	
	教育費	(補助教育費)	教育費 対所得比	補助教育費 対所得比
初等学校	241.6	198.1	8.4	6.9
中学校	282.9	201.2	8.6	6.1
高等学校	330.3	187.6	10.2	5.8
大学	528.3	83.9	14.9	2.4

- (備考) 1. 「世帯消費実態調査(2001年)」(統計庁)の特別集計により作成。
2. それぞれ該当の教育段階にある子どもが1人いる世帯について教育費と補助教育費及びそれぞれの対所得比を算出した。

(表9)「育児休職活用実態調査<2003年実施>」結果

(a) 育児休職を申請しない理由

(%)

	全く重要 ではない	それほど 重要では ない	普通	若干 重要	とても 重要
親戚等子どもの面倒を見る人がいる	3.9	7.5	18.0	28.6	42.0
経済的理由	2.5	8.2	20.5	38.2	30.7
職場復帰が難しそう	5.5	5.9	18.9	34.5	35.0
昇進等に不利益がありそう	6.6	10.5	24.8	33.9	24.3
同僚の仕事量が増えることへの負担感	3.4	9.3	25.2	39.1	23.0
会社に育児休職前例がない	10.7	9.8	22.0	25.5	32.0
仕事が会社で重要であり対象でない	8.0	22.3	36.1	24.8	8.9
配偶者が育児休業を申請する計画	41.6	25.7	20.0	10.0	2.7
保育施設や専門保母等を利用できる	17.5	18.0	34.3	22.3	8.0
職場の雰囲気	8.0	7.0	23.6	34.5	26.8

(備考) 佐々木,他[2004]138頁の表(5-24)の一部を引用した。

(b) 職場復帰後昇進や人事上の不利益を受けたか否か

(%)

今まで受けたことは無く、 今後も無さそう	今までは受けたことが 無く、今後は受けそう	不利益を受けた	よく分からない
60.9	12.8	9.6	16.7

(備考) 佐々木,他[2004]129頁の表(5-13)の一部を引用した。

(c) 育児休職による業務空白処理方法

代替要員を追加して雇用	代替要員を雇用せず職場内で解決	会社の配置転換を通して解決
34.5	55.7	9.9

(備考) 佐々木,他[2004]154頁の表(5-45)の一部を引用した。

(表 10) 待機児童数及び待機児童比率

(a) 市道別

	施設数	児童数(人) A	待機児童が いる施設数	待機児童数(人) B	待機児童比率 B/A(%)
ソウル	2,605	110,150	679	57,066	51.8
釜山	849	35,311	104	2,193	6.2
大邱	570	25,527	40	610	2.4
仁川	538	20,839	76	1,600	7.7
光州	625	28,584	32	491	1.7
大田	530	13,119	67	1,396	10.6
蔚山	310	11,745	30	899	7.7
京畿	3,429	112,495	423	21,483	19.1
江原	526	25,019	66	1,283	5.1
忠北	538	26,551	39	554	2.1
忠南	640	28,374	70	865	3.0
全北	607	29,951	45	777	2.6
全南	572	32,106	67	891	2.8
慶北	848	38,566	83	1,301	3.4
慶南	1,143	40,045	119	1,454	3.6
済州	250	14,160	55	1,297	9.2
計	14,580	592,542	1,995	94,160	15.9

(備考) 女性部(2005)83頁の<表 -9>の一部を引用した。

(b) 地域別

	施設数	児童数(人) A	待機児童が いる施設数	待機児童数(人) B	待機児童比率 B/A(%)
大都市	5,919	240,071	1,019	64,147	26.7
中小都市	5,855	213,709	608	23,283	10.9
邑面地域	2,806	138,762	368	6,730	4.9

(備考) 女性部(2005)84頁の<表 -10>の一部を引用した。

(c) 設立類型別

	施設数	児童数(人) A	待機児童が いる施設数	待機児童数(人) B	待機児童比率 B/A(%)
国公立	1,104	86,718	642	63,301	73.0
社会福祉法人	1,097	96,359	230	8,068	8.4
民間個人	6,756	293,455	574	9,631	3.3
家庭	4,647	59,891	253	1,107	1.8

(備考) 1. 女性部(2005)84頁の<表 -10>の一部を引用した。

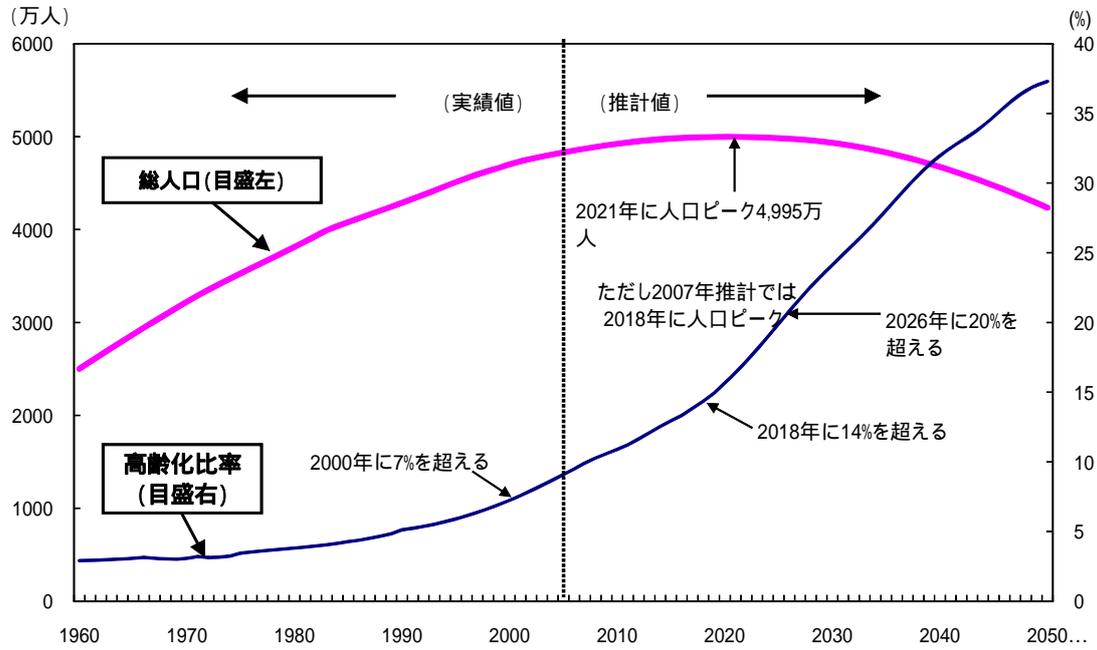
2. 施設数が1,000以上の設立類型のみを掲載した。

(d) 年齢別

	施設数	児童数(人) A	待機児童が いる施設数	待機児童数(人) B	待機児童比率 B/A(%)
満1歳未満	3,747	17,760	325	3,510	19.8
満1歳	9,414	45,393	971	15,919	35.1
満2歳	12,479	107,249	1,276	21,006	19.6
満3歳	10,859	144,756	1,103	22,412	15.5
満4歳	9,306	132,425	927	13,415	10.1
満5歳	8,100	109,014	539	5,029	4.6
放課後	2,023	17,725	75	591	3.3

(備考) 女性部(2005)85頁の<表 -11>の一部を引用した。

(図7) 統計庁2005年推計に基づく将来の人口と高齢化比率



(備考) 1. 「将来人口特別推計」統計庁[2005]により作成。
 2. 中位推計ベース。